

湯 沢 町

老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

<案>

平成24年1月

新潟県 湯 沢 町

はじめに

我が国の人口構造の高齢化が急速に進行するなか、本町の高齢化はこれを上回るペースで進展しており、平成23年(2011年)10月1日現在の高齢者人口は2,487人、総人口に占める割合(高齢化率)は30.2%となっています。

平成12年(2000年)4月に発足した介護保険制度は、介護サービス等利用者数などが大きく伸び、サービス提供体制の充実に成果をあげ、高齢期を中心とした社会保障の基幹を担う制度として定着しています。しかし、一方で、高齢者人口は今後、いわゆる「団塊の世代」が65歳以上となる平成27年には3,000万人を超え、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年には3,500万人に達すると見込まれています。今後も、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯など要援護性の高い世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況は厳しさを増していきます。高齢期を迎えても住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら安心して暮らせるまちであるためには、生活機能の低下を未然に防止するための介護予防施策や認知症高齢者に対応した地域包括ケアシステムの確立がさらに重要な課題であり、今後とも、増大する高齢者の多様なニーズを捉え、尊厳と自立を支える仕組みづくりが求められています。

こうしたことを踏まえ、本町がめざすべき高齢者福祉の基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策をとりまとめた「湯沢町老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。

本計画の策定にあたり、湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会の皆様をはじめ関係機関の皆様、アンケート調査を通じ多くの貴重なご意見をいただいた町民の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の実現のため、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年 月

湯沢町長 上村 清隆

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 計画策定の体制	5
5 基本的理念	6
6 重点課題	7
第2章 現状分析	9
1 高齢者人口の推移等	11
2 アンケート調査結果の概要	14
3 介護保険事業の状況	18
第3章 計画期間における将来推計	21
1 高齢者人口の推計	23
2 要介護等認定者の推計	24
第4章 高齢者保健事業の推進	25
1 健康増進事業や介護予防事業との一体的な推進	27
2 健康増進事業の目標量(主な事業)	28
第5章 高齢者福祉事業の推進	31
1 生活支援・援護事業	33
2 施設福祉事業	35
3 活動支援事業	36
第6章 介護保険事業の推進	37
1 第5期計画策定にあたっての基本的事項	39
2 サービス利用者数の推計	40
3 居宅サービスの見込量	42
4 地域密着型サービスの見込量	56
5 施設サービスの見込量	59
6 サービス見込量を確保するための方策	62
7 地域支援事業の推進	63
8 介護保険料の算定	69
第7章 サービスの円滑な提供を 図るための事業	74
1 介護サービスの円滑な提供	75
2 関係機関との連携強化	75
3 民間活力の活用	75

4	制度の普及啓発	75
5	計画の達成状況の点検及び評価	76

資料編

湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿

湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の経過

湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱

湯沢町地域包括支援センター運営協議会要綱

湯沢町地域密着型サービス運営委員会要綱

第 1 章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本町の人口の高齢化は第4期計画時よりもさらに進行しています。

平成23年度の高齢者白書によれば、平成22年10月1日の時点で、本町の高齢化率は29.9%であり、国（23.1%）、県（26.2%）よりも高い水準にあり、平成23年10月1日現在、30.2%となりました。今後は、団塊の世代が高齢期を迎え、さらなる高齢者人口の増加が見込まれます。

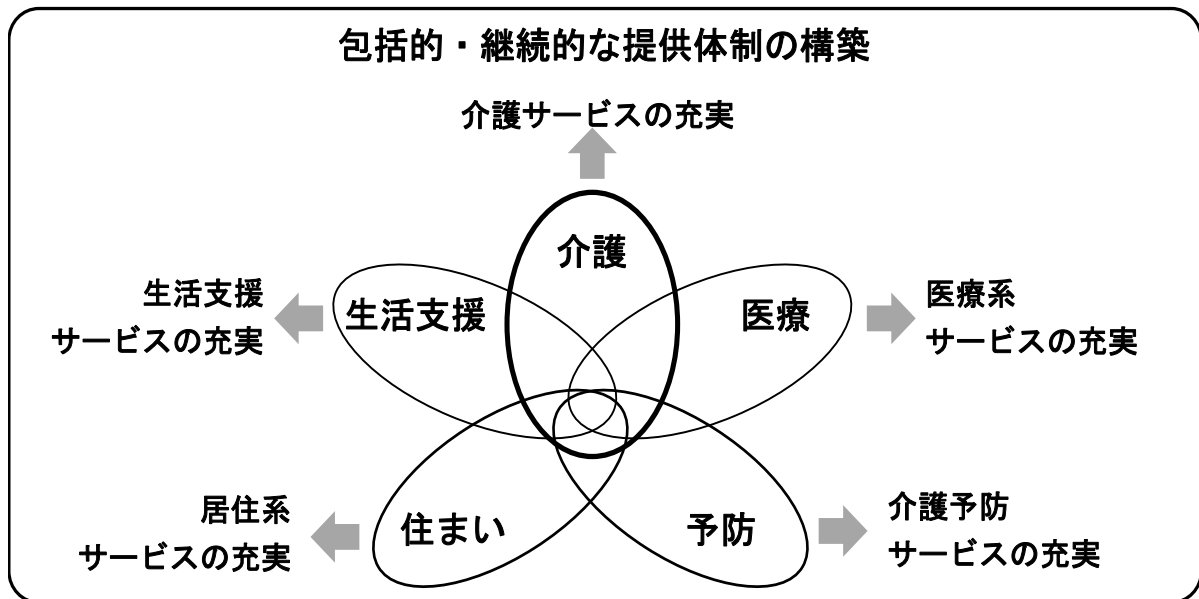
介護保険制度も発足から12年目を迎え、介護を社会全体で支える制度として定着するとともに、今般、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、「①医療・②介護・③予防・④住まい・⑤生活支援サービス」が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みをさらに推進していくこととなりました。

本町においても、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定し、介護サービス基盤の整備や介護予防の推進、在宅サービスの充実・強化などの施策を展開してきました。第3期計画以降では、平成18年度の介護保険制度改正により、予防の視点を重視した「新・予防給付」や、保険者が事業者の指定を行い、地域の実情に応じて基盤整備を進める「地域密着型サービス」の推進など、高齢者の地域生活を支える仕組みとしてさらにその内容の充実を図ってきました。

生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、町民の誰もが住み慣れた地域で誇りをもって住み続けられ、人生を実り豊かに過し、活力を持ちつづけられる地域社会の構築が必要です。そのためには、高齢者を「支援を必要とする人」としてだけではなく、地域社会を支える一員として、様々な社会参加の環境を整備し、高齢者を含めたすべての世代が持てる力を出し合い、共に支え合う地域社会の形成が必要です。

こうした課題に応え、今後ともさらに進展する高齢化に伴う諸問題に対応するため、本町における高齢者福祉施策及び介護保険事業の方向性を示すとともに、その安定的運営を目的として、平成21年度に策定した「老人保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の見直しを行い、平成24年度からの施策の指針とする「老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。

■地域包括ケアシステム



2 計画の位置づけ

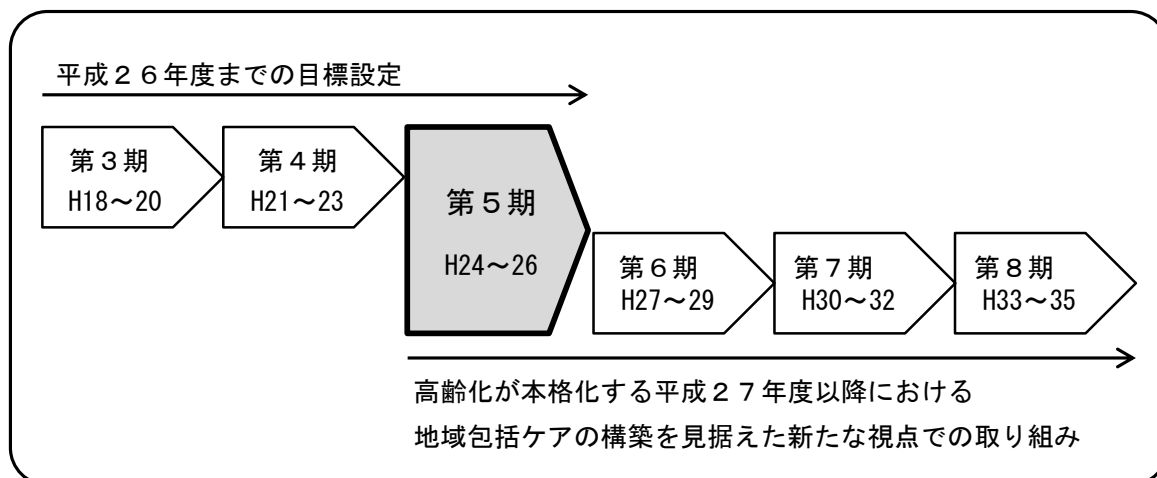
老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。また、湯沢町総合計画の基本構想に即し、保健医療福祉分野における関連諸計画との調和を保ち策定しました。

3 計画期間

本計画は、平成24年度を初年度とし、平成26年度までの3年間の計画期間とします。また、本計画は第3期介護保険事業計画で設定した平成26年度の目標に至る最終段階の3年間として位置づけられます。

一方で、高齢化のピークを迎えるまでに、高齢者が安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」を構築するための取り組みを充実強化させていくスタート時点となります。

■計画期間



4 計画策定の体制

(1) 湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会の開催

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者、サービス等利用者、サービス事業者等で構成する「湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会」を策定機関として組織し、協議・検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

在宅の要介護認定者の介護に関する意向やサービスの利用意向・満足度とともに、介護者の介護に関する意識や意向を把握して、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

5 基本的理念

「3. 計画期間」で見たとおり、本計画は、第3期介護保険事業計画で設定した平成26年度の目標に至る最終段階の3年間として位置づけられることから、第3期計画及び第4期計画で設定した次の基本的理念を踏襲し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進します。

1. 高齢者が住み慣れた所で、自ら自立して尊厳を保ちながら安心して生活できるように、生活習慣病の予防に取り組むと共に、健康づくりや生きがいづくりを支援し、一貫性・連続性のある介護予防重視型システムを推進します。

2. 要介護状態になった方が、可能な限り住み慣れた所で、その能力に応じて自立した日常生活が営めるよう、地域協働の地域密着型介護サービスを推進します。

3. 介護を必要としている人達が、安心して安全に介護が受けられる体制づくりと、介護者の負担の軽減を目指すと共に、介護は社会全体で支えるという理念に基づいた介護保険事業を推進します。

4. 高齢者の心身の状況や、置かれている環境に応じ、尊厳を保ちながら自立した生活が送れるよう「必要なとき」「身近な所で」「必要なサービスを」「自らが選択できる」地域包括ケアシステムの確立をめざします。

5. 多様な介護サービスを提供できるよう介護サービス事業者の参入や、非営利法人等や元気な高齢者の参加を促し、介護を必要としている高齢者を支えるシステムを確立し、明るく活力ある高齢社会の構築と共に、持続可能な介護保険事業の運営を行います。

6 重点課題

(1) 認知症支援策の充実

今後とも認知症高齢者の増加が予想されますが、「アルツハイマー型認知症」とともに発症数の多い「脳血管性認知症」については、予防が可能です。運動器機能の向上や栄養改善指導など、地域支援事業等の実施による生活習慣の改善を通じ、動脈硬化や脳卒中の予防、ひいては脳血管性認知症の予防を推進します。

さらに、若年性認知症を含め、認知症に関する町民の理解を深めることにより、認知症の早期発見及び早期診断を推進し、早期に適切な医療が提供できる体制を整備するとともに、町民の協力のもとに地域における認知症支援体制の整備を推進します。

(2) 医療との連携

さらなる高齢化の進展とともに、在宅で介護を受ける医療依存度の高い重度の要介護状態の方に対して、医療系サービスをいかに提供するかが重要な課題となっています。

医師・看護師等、医療人材の確保は全国的な課題であり、本町のように地方の小規模な自治体にあっては、ことに深刻な問題となっています。特に「訪問看護サービス」ができる看護師の確保は困難な状況にあり、本町においては訪問看護サービス事業者の参入がありません。

こうした状況を打開すべく、関係各機関と連携を図り、適切なサービス提供基盤の確立に向けた検討・協議を推進します。

(3) 生活支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護保険制度によるサービスと連携しながら、生活を支える様々な高齢者福祉サービスが提供されることが重要です。

さらに、今後、ひとり暮らしや虚弱等の見守りの必要性が高い高齢者が増加することも見込まれ、高齢者を地域全体で支える取り組みが求められます。高齢者の日々の暮らしの中にある困りごとについて、地域の住民相互に支え合い、助け合う仕組みを、本計画期間中において湯沢町社会福祉協議会と共に構築します。さらに地域住民及び関係機関等の連携を深め、高齢者の日常生活を支援する体制の充実・強化を図ります。

第 2 章 現状分析

1 高齢者人口の推移等

(1) 高齢化率の推移

本町の総人口は減少傾向にありますが、高齢者人口は一貫して増加傾向にあり、平成23年の高齢化率は30.2%です。介護保険制度が発足した平成12年から8.1ポイント、第4期計画の始期である平成21年からは0.9ポイントの上昇となっています。

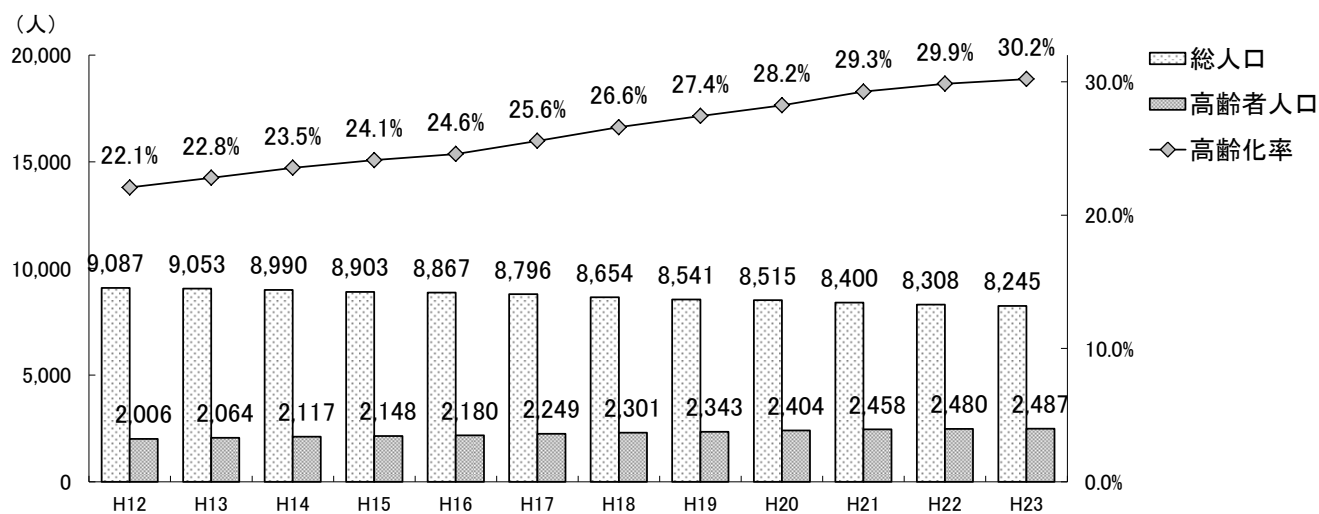
■ 高齢者人口等の推移

(人、%)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総人口	9,087	9,053	8,990	8,903	8,867	8,796	8,654	8,541	8,515	8,400	8,308	8,245
高齢者人口	2,006	2,064	2,117	2,148	2,180	2,249	2,301	2,343	2,404	2,458	2,480	2,487
高齢化率	22.1%	22.8%	23.5%	24.1%	24.6%	25.6%	26.6%	27.4%	28.2%	29.3%	29.9%	30.2%
65～74歳	1,124	1,146	1,161	1,141	1,112	1,139	1,146	1,138	1,152	1,156	1,137	1,096
75歳以上	882	918	956	1,007	1,068	1,110	1,155	1,205	1,252	1,302	1,343	1,391
後期高齢者割合	44.0%	44.5%	45.2%	46.9%	49.0%	49.4%	50.2%	51.4%	52.1%	53.0%	54.2%	55.9%
要介護認定者数	238	272	312	315	336	326	311	292	329	332	358	370
認定率	11.9%	13.2%	14.7%	14.7%	15.4%	14.5%	13.5%	12.5%	13.7%	13.5%	14.4%	14.9%

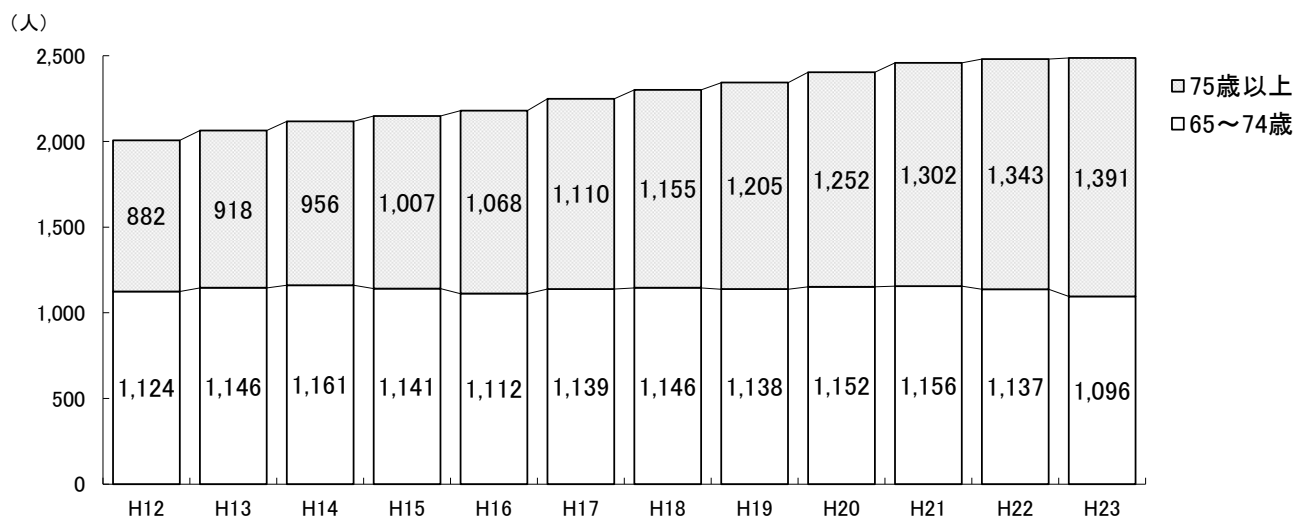
※各年10月実績

■ 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移



また、増加している高齢者の内訳を見ると、65～74歳のいわゆる前期高齢者はほぼ横ばいに推移していますが、75歳以上のいわゆる後期高齢者は平成12年の882人から、平成23年には1,391人へと大きく増加しており、平成18年から前期高齢者の数を上回っています。

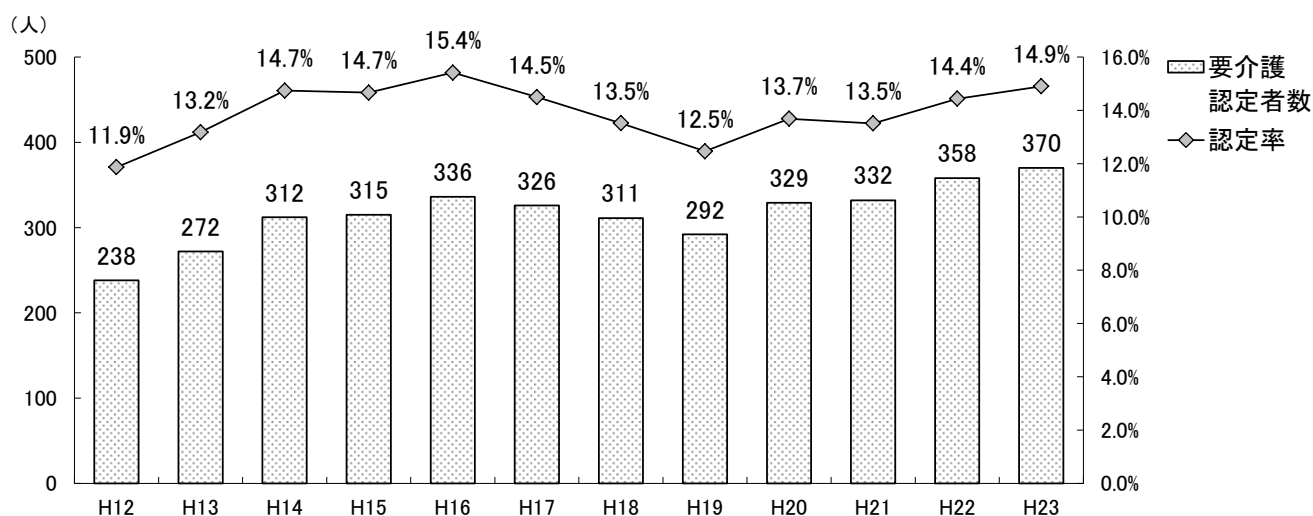
■ 前期高齢者(65～74歳)・後期高齢者(75歳以上)の推移



(2) 要介護認定者数の推移

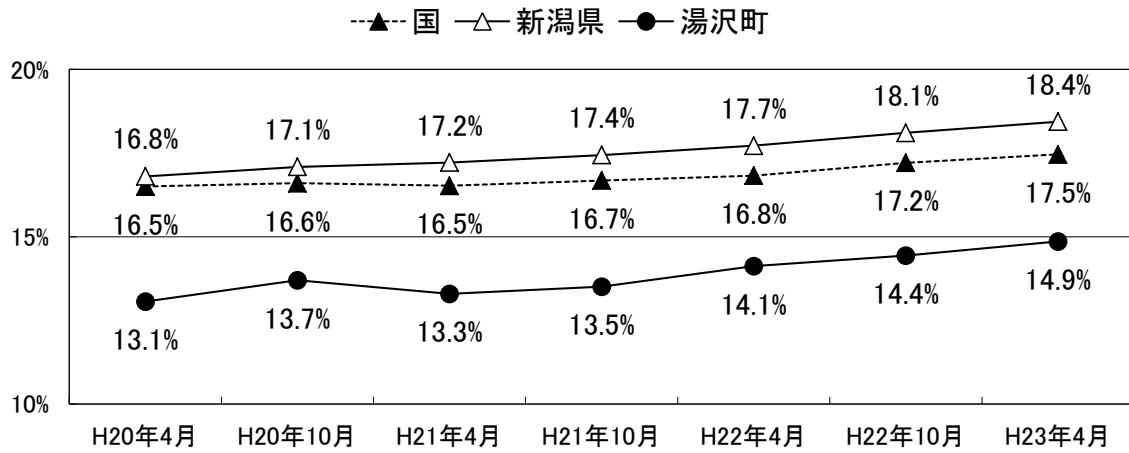
要介護認定者数は、平成14年以降300人台となり、いったん平成19年には292人と減少しましたが、平成20年には再び増加に転じ、平成23年には375人となっています。また、認定率も12～15%台で上下しています。

■ 要介護認定者・認定率の推移



近年の認定率の推移を国、県と比較すると、本町の認定率は国、県よりも3～4ポイント低く推移しています。しかし、平成21年4月以降は徐々に認定率が上昇しています。

■ 国・県との比較



2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査実施概要

1) 調査の目的

本調査は、平成 24 年度から平成 26 年度を事業期間とする湯沢町老人保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画策定の基礎資料収集を目的として実施しました。

2) 調査対象

本調査の対象は次のとおり。

- ・ 要介護（要支援）認定者 227 人
- ・ 介護者 211 人
- ・ 65 歳以上町民 600 人

3) 調査方法

郵送による配布回収を実施しました。

4) 回収状況

回収状況は次のとおりです。

調査対象	回収数	回収率
要介護（要支援）認定者	134 票	44.7%
介護者	103 票	48.8%
65 歳以上町民	433 票	72.1%

(2) 調査結果概要

調査結果により、さまざまな町民のニーズが抽出されましたが、本項では、主要論点を次の2点に概括します。

1) 介護保険サービス提供基盤の整備

「事業者があったとしたら利用したいサービス」として、認定者、介護者とも「短期入所療養介護」、「訪問看護」を上位にあげており、いずれも医療系サービスです。要介護度が重度化し、かつ医療依存度が高くなってはなお、在宅での生活を継続するには医療系サービスの利用は不可欠です。

また、特に介護者の過半数が「短期入所療養介護」を上げているとおり、レスパイト¹を必要としていることも十分に考慮する必要があります。

■事業者があったとしたら利用したいサービス（複数回答）

No.	カテゴリー名	認定者		介護者	
		n	%	n	%
1	訪問看護	35	26.1	42	40.8
2	夜間対応型訪問介護	23	17.2	26	25.2
3	通所リハビリテーション	28	20.9	26	25.2
4	訪問入浴介護	14	10.4	15	14.6
5	短期入所療養介護	46	34.3	55	53.4
6	認知症対応型通所介護	30	22.4	36	35.0
7	特にない	35	26.1	12	11.7
	無回答	24	17.9	9	8.7
	全体	134	-	103	-

次に、介護や最期・見取りに関して「自宅か、施設・病院か」という趣旨の設問に対して、認定者、介護者ともおよそ半数は「自宅」を志向し、「病院・施設」を志向する回答は2～3割にとどまります。主要な志向は「自宅」です。しかし、重度者の自宅での介護は大変に厳しいと思われ、それを象徴する「特養施設に申込みをしても待機者が多く何年も入園できない。湯沢町の高齢者人口も30%とのこと、これから益々特養施設を必要とする老人が増えるのはまちがいありません。お年寄りが安心して暮らせ、介護者が息抜きできて仕事もできるには特養施設の新、増設が一番急がれるものと思います。」という意見もありました。

¹ レスパイトは介護者の休息、休養のこと

■今後の介護についての意向

認定者

No.	カテゴリー名	n	%
1	自宅で介護を受けたい	33	24.6
2	自宅で介護を受けながら、もっと介護サービスを利用したい	37	27.6
3	いずれ、特養などの施設に入所できるとよい	28	20.9
4	すぐにでも、特養などの施設に入所したい	8	6.0
5	その他	9	6.7
	無回答	19	14.2
	全体	134	100.0

介護者

No.	カテゴリー名	n	%
1	自宅で介護を続けたい	10	9.7
2	介護サービスを利用して、自宅で介護したい	51	49.5
3	いずれ、特養などの施設へ入所できるとよい	24	23.3
4	すぐにでも、特養などの施設へ入所させたい	7	6.8
5	特養などの施設サービスを利用し続けたい	3	2.9
6	その他	3	2.9
	無回答	5	4.9
	全体	103	100.0

■最期（看取り）を迎えるうえでの意向

No.	カテゴリー名	認定者		介護者	
		n	%	n	%
1	病院で治療を受けながら最期をむかえたい(看取りたい)	38	28.4	27	26.2
2	施設(特別養護老人ホームなど)で最期をむかえたい(看取りたい)	11	8.2	13	12.6
3	病院で治療を受けていても、最後は在宅で最期をむかえたい(看取りたい)	34	25.4	23	22.3
4	在宅医療(往診や訪問看護)を利用して、在宅で最期をむかえたい(看取りたい)	28	20.9	19	18.4
5	医療や介護サービスを利用せず、在宅で最期をむかえたい(看取りたい)	2	1.5	1	1.0
6	その他	6	4.5	12	11.7
	無回答	15	11.2	8	7.8
	全体	134	100.0	103	100.0

こうした記述に鑑みれば、「病院・施設」の志向も「自宅」の志向も、町民の切実な声といえるでしょう。

重度であっても、家族介護力が脆弱であっても、それを支える体制、その基盤としての介護保険サービス供給体制の整備が求められます。サービスの質の面に関しては、前回調査及び今回調査とも、顕著な問題点はないことからすれば、基盤整備の中心課題は量的基盤、即ちサービス資源の調達・確保にあるといえます。

2) 地域福祉推進へ向けた地域の啓発と育成

今般、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」が連携し、切れ目なくサービス提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを進めることが明確化されました。この点に関して、本調査でも示唆的な結果を得られました。

■充実を望む介護保険以外のサービス（複数回答）

No.	カテゴリ名	今回		前回	
		n	%	n	%
1	移送サービスによる外出や移動の支援	39	37.9	41	25.6
2	配食サービスによる食事の支援	37	35.9	46	28.8
3	介護者への介護手当支給など経済的支援	49	47.6	77	48.1
4	介護用品支給などの支援	53	51.5	72	45.0
5	介護者が外出しても安心できる地域の見守り支援	35	34.0	38	23.8
6	家事程度の軽易な日常生活支援	10	9.7	20	12.5
7	介護者が集まり、情報交換をしたり、その苦労を共感しあえる交流の場	13	12.6	24	15.0
8	その他	8	7.8	7	4.4
	無回答	8	7.8	34	21.3
	全体	103	-	160	-

介護者が「充実を望む介護保険以外のサービス」として、「移送サービス」、「配食サービス」、「地域の見守り支援」といった「生活支援サービス」への意向が前回調査に比べ10ポイント前後の顕著な増加をみせています。背景には「ひとり暮らし高齢者」や「高齢者のみ世帯」の増加など、総合的な要援護性の増大があると考えられます。

前項で介護保険サービスの基盤整備に関して言及しましたが、「地域包括ケアシステム」は介護保険サービスの充実だけでは必要十分ではないことを前提とし、各分野サービスの連携と継続を目指しています。なかでも「生活支援サービス」はボランティア等、地域の力に期待（あるいは依存）するところが極めて大きく、住民相互に支えあい、助け合うしくみが求められます。

こうした「生活支援サービス」をはじめとする地域福祉推進の最重要な資源であり、また、担い手であるのは地域住民（町民）です。「地域包括ケアシステム」の実現のためには、地域住民への啓発・育成を通じ強固な地域福祉基盤の確立が求められます。

3 介護保険事業の状況

(1) 標準給付費の推移

第4期における介護保険給付に係る費用（標準給付費）の推移を見ると、平成23年度には約6.6億円であり、対前年比4.2%増となっています。

■ 標準給付費の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
標準給付費	596,649,728円	633,634,830円	660,375,000円
対前年度比	—	6.2%増	4.2%増

※平成23年度は見込額

(2) 居宅サービス利用者数の推移

居宅サービスの利用者数は、平成20年10月以降200人台で推移しています。

■ 居宅サービス利用者数の推移

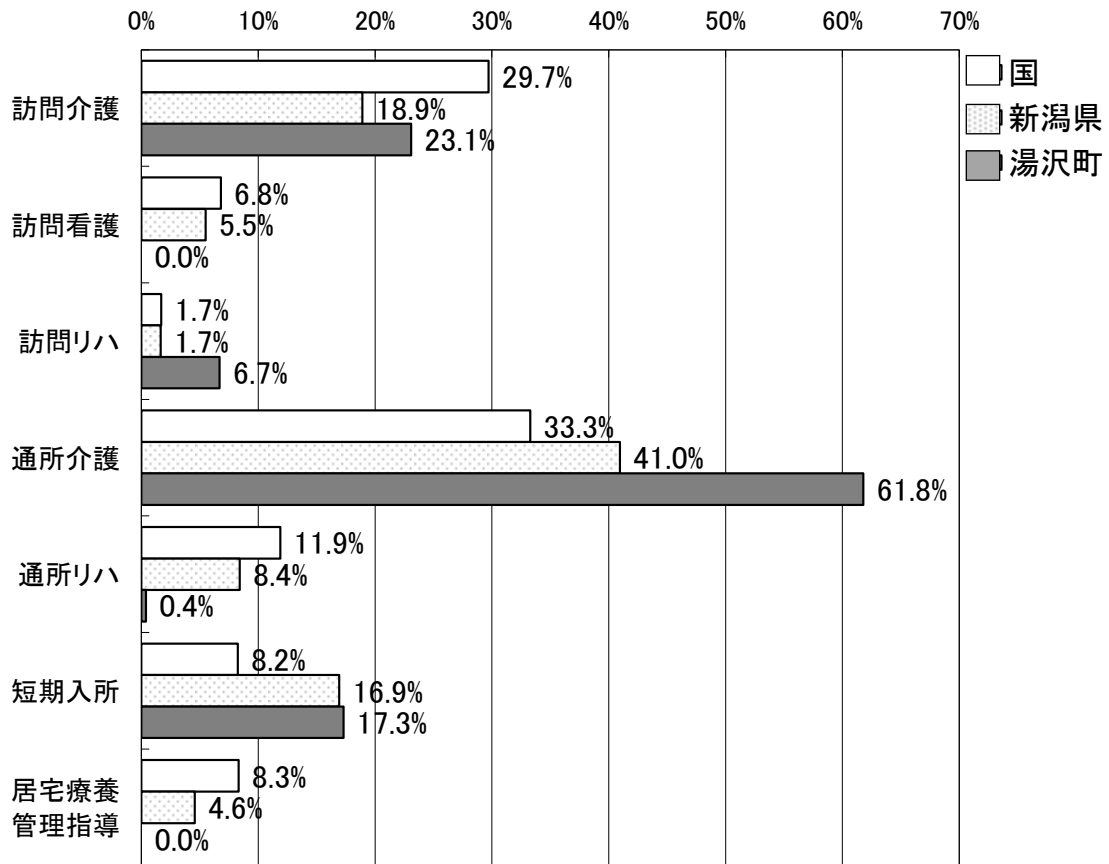
(人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
H20年4月	11	21	27	50	43	14	20	186
H20年10月	15	26	33	58	47	12	22	213
H21年4月	9	21	44	48	54	16	20	212
H21年10月	12	18	47	52	53	20	16	218
H22年4月	18	17	58	54	43	17	15	222
H22年10月	18	20	60	58	45	22	18	241
H23年4月	17	27	48	59	32	28	14	225

(3) 居宅サービスの利用状況

本町の主要な居宅サービスの利用状況の特徴を把握するため平成23年4月分について国、県との比較したものが下のグラフです。通所介護は高い利用率である反面、訪問介護は低い利用率であるなど、サービス利用に偏りが大きい点、また、訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導はともに1%未満であり、訪問看護ステーションがないこともあるため医療系サービスの利用率が低い等の特徴が見られます。

■ 主要居宅サービスの利用状況（H23年4月利用率）



（４）施設サービスの利用状況

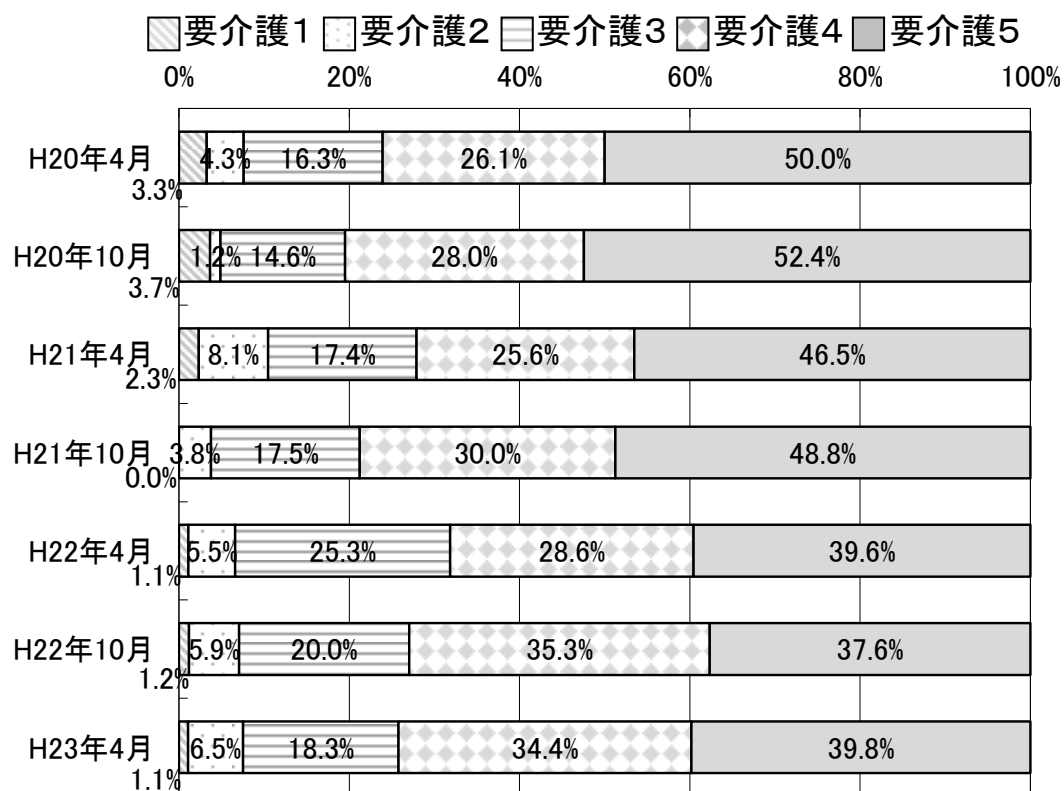
本町の施設サービスの利用者は、80～90人台で推移しており、短期間で利用者数の増減が見られます。

■ 施設サービス利用者（要介護度別） (人)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
H20年4月	3	4	15	24	46	92
H20年10月	3	1	12	23	43	82
H21年4月	2	7	15	22	40	86
H21年10月	0	3	14	24	39	80
H22年4月	1	5	23	26	36	91
H22年10月	1	5	17	30	32	85
H23年4月	1	6	17	32	37	93

施設サービス利用者を要介護度別の構成比で見ると、平成23年4月にはおよそ4割は要介護5が占め、要介護4と合わせると74.2%を占めています。

■ 施設サービス利用者（要介護度別の構成比）



第3章 計画期間における将来推計

1 高齢者人口の推計

本計画期間における総人口、高齢者人口の推計は次のとおりです。

総人口は減少する一方で、高齢者人口は増加します。その内訳については、75歳以上の後期高齢者はほぼ横ばいで推移しますが、65～74歳の前期高齢者は、いわゆる団塊の世代が順次65歳に到達し、その人数が増加するものと見込まれます。

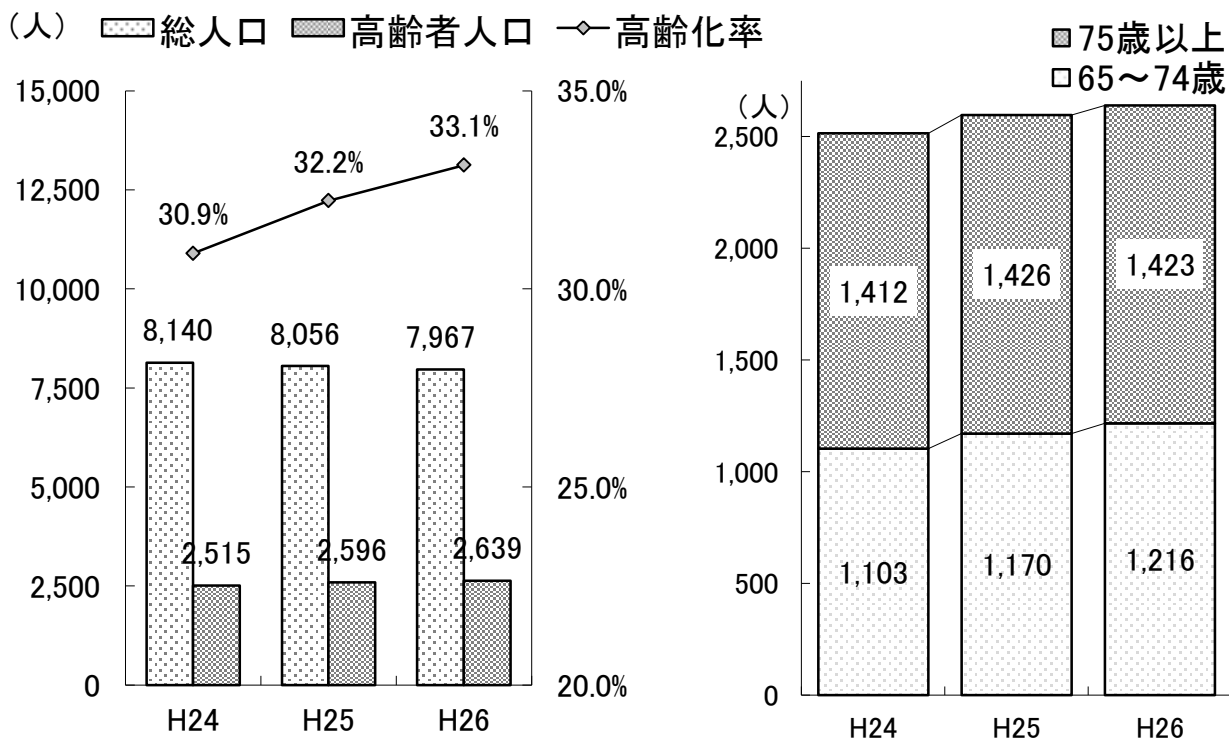
高齢化率については毎年1ポイント前後上昇し、最終年度である平成26年度の高齢化率は33.1%になるものと推計されます。

(人、%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	8,140	8,056	7,967
65～74歳	1,103	1,170	1,216
75歳以上	1,412	1,426	1,423
合計	2,515	2,596	2,639
高齢化率	30.9%	32.2%	33.1%

※コーホート変化率による。

■ 高齢者人口の推計



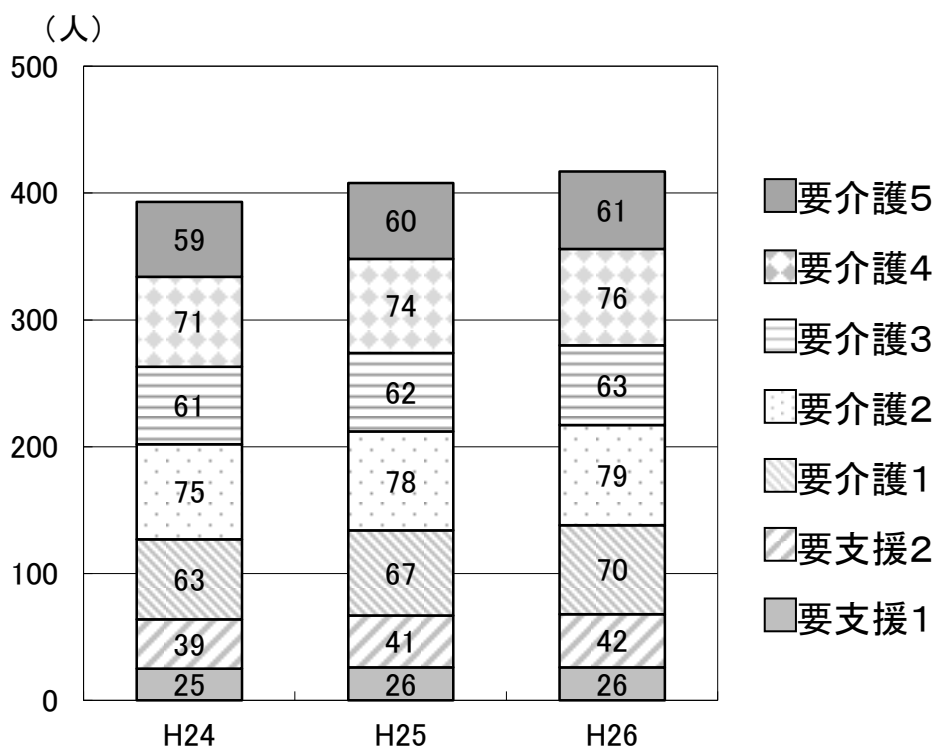
2 要介護等認定者の推計

上記推計による高齢者人口及び平成 22～23 年度の要介護認定率をもとに、本計画期間中の要介護認定者数を次のとおり推計しました。

(人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援 1	25	26	26
要支援 2	39	41	42
要介護 1	63	67	70
要介護 2	75	78	79
要介護 3	61	62	63
要介護 4	71	74	76
要介護 5	59	60	61
総 数	393	408	417

■ 要介護等認定者の推計

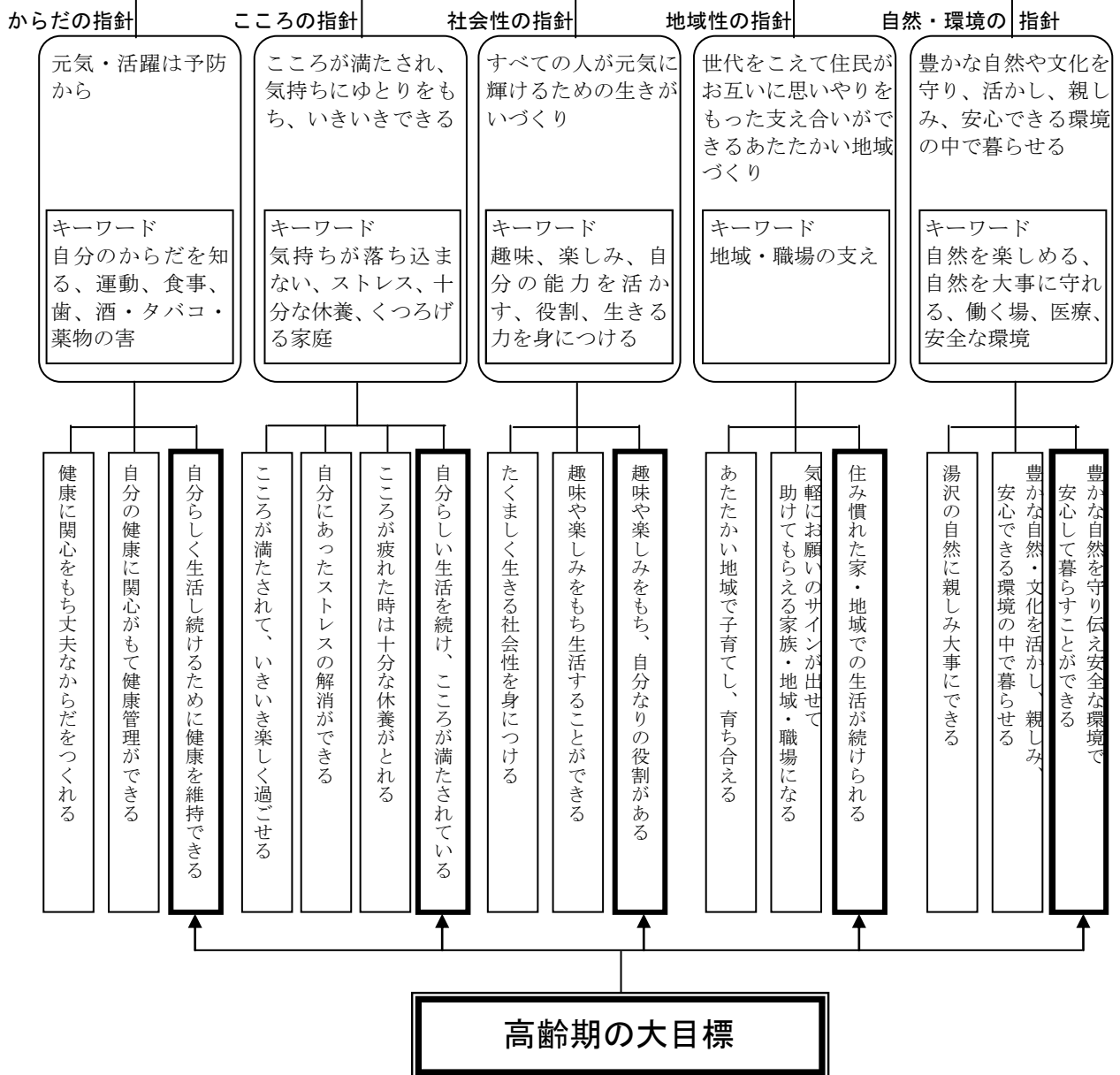


第4章 高齢者保健事業の推進

<体系>

メインスローガン

自然を大事に人にやさしいふれあいのある元気な町



1 健康増進事業や介護予防事業との一体的な推進

「湯沢町ファミリー健康プラン」の5つの指針（からだ・こころ・社会性・地域性・自然環境）に向かい、取り組んでいきます。

2 健康増進事業の目標量(主な事業)

(1) 重点活動

平成 15 年度から「人にやさしいふれあいのある元気な町」を目指し住民と共にネットワークや連携の協働を重視しながらファミリー健康プランを推進していきます。		
重点活動	たばこ・アルコール対策	学校と協働し、小学校で学んだことを中学校で追加学習するなど繋がりのある教育システムを作り、子どもを通じて保護者や地域の人々の、健康行動の向上や環境整備に取り組んでいく。
	こころ対策	こころの健康作りの要素、大切さを情報発信し、お互いが支えあえる地域作り、ネットワーク作りにとりくんでいく。
	情報発信	年代別に情報を入手しやすい工夫をし、必要な健康情報が届きやすい環境づくりの整備。

(2) 健康診査

事業名	主な内容	H23 実績	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
健康診査	受診行動につなげるための意識づけ・受けやすさなどの工夫で受診率の向上に努めていきます。					
	特定健診	受診率が低い 65 歳未満の方が受診しやすい健診体制の整備を図り、高血圧、糖尿病および高脂血症が急増する前の 40 歳代の健診受診率向上を目指します。	63%	65%	65%	65%
	基本健診	19 歳～39 歳の方、75 歳以上の方を対象に生活習慣病の早期発見・早期治療を図るだけでなく健康管理・セルフチェック意識を高め生活習慣病予防行動がとれるようにします。	500	500	500	500
	肺がん検診	肺がん・胃がん・大腸がん・前	(1,166)	1,330	1,300	1,270
	胃がん検診	立腺がん・乳がん検診は 40 歳以	(418)	480	450	420
	大腸がん検診	上の方を対象に実施。子宮がん	(699)	770	730	690
	子宮がん検診	検診は、20 歳以上を対象に早期	(152)	250	265	280
	乳がん検診	発見・早期治療を図るため実施	(112)	280	290	300
前立腺がん検診	します。	(124)	190	200	210	

事業名		主な内容	H23 実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	歯周疾患検査	40. 50. 60 歳の節目の方に歯周疾患の早期発見・治療を図るだけでなく正しいブラッシングの方法、歯間清掃用具の普及にも努めます。	(35)	60	60	60
	骨粗鬆症検診	40. 45. 50. 55. 60 歳の節目だけでなく60歳以下の方へ対象を広げ早い時期からの骨粗しょう症への予防の意識を高め栄養・運動の習慣化を促します。	(42)	50	50	50

(3) 健康教育

事業名		主な内容	H23 実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康 教育	特定保健指導	特定保健指導支援プログラムに記載のとおり。 対象者の保健行動が定着するよう一定の期間継続して支援を行うため、対象者が参加しやすい条件を整えながら実施。	43% (65 人)	45% 70 人	45% 75 人	45% 80 人
	元気アップ教室	健診結果から生活習慣の改善が必要な方を対象に行動計画がたてられるように支援する教室です。	2 回 (20 人)	2 回 20 人	2 回 20 人	2 回 20 人
	湯沢塾	住民の保健医療への意識、医療知識向上を目的に検診の受診勧奨や生活習慣病予防のための保健行動が取れるように支援する。	8 回 (200 人)	10 回 250 人	10 回 250 人	
	温水健康体操教室（夜クラス）	水の効用を生かし、また、64 歳以下の方、特に男性に参加しやすいように夜間に実施。	67 回 (559 回)			

(4) 健康相談

健康相談	特定健診・基本健診受診結果より、「要指導」と判定された方について実施し生活習慣の改善を促します。 また、総合健康相談として日にちを設定せず、いつでも相談に応じる体制にします。 なお、来所での相談に限らず、相談窓口の周知にも力を入れ気軽に相談できる体制作りに努めます。
------	---

* () 内の人数は、H23年10月末現在の受診者数

第5章 高齢者福祉事業の推進

1 生活支援・援護事業

(1) 高齢者世帯等住宅除雪援助事業

労力的・経済的に自力での除雪等が困難な一人暮らし高齢者、高齢者世帯等に対し、冬季の生活の安全確保及び自立した生活の支援を行うため、除雪費用の一部を援助しています。

平成 22 年度には 66 件の実績があります。

自力で除雪することが困難な高齢者世帯等にとって冬季の除雪は、在宅生活を続ける上で大きな支障となることから、在宅での生活支援のために引き続き事業を実施します。

(2) 寝具クリーニング援助事業

一人暮らしや寝たきりの方で寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具類等の衛生管理のため水洗い及び乾燥消毒等のサービスを行っています。

平成 22 年度には 232 件（年 2 回実施）の実績があります。

在宅での生活支援のため、引き続き事業を実施します。

(3) 福祉バス運行

健康増進施設（総合福祉センター併設）から遠距離の地区に無料送迎バスを運行しています。

三国三俣方面、土樽方面、旭原方面の 3 コースがあり、平成 22 年度には延べ 148 本を運行し、1,931 人の利用実績があります。

今後とも、引き続き事業を実施します。

(4) 配食サービス事業

概ね 65 歳以上の単身の高齢者、高齢者のみの世帯等に夕食用の弁当を配食するとともに、ボランティアによる声かけを行い孤独感の緩和と安否確認をあわせて行っています。

平成 19 年 10 月から週 2 回の実施となり、平成 22 年度には延べ 4,382 食の利用実績があります。今後とも事業を継続します。

(5) いきいきサロン

ひとり暮らしや家に閉じこもりがちで、町内の福祉施設を利用していない、アクア等の町の事業に参加していない高齢者を対象に、日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービスを実施しています。

今後とも、引き続き事業を実施します。

(6) 緊急通報体制等整備事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行うとともに、消防署、協力員等による連携システムの整備等を実施しています。

平成 22 年度末現在で 46 台が整備されています。

今後とも、整備事業を継続し、消防署、協力員等との連携を強化します。

(7) 緊急居宅介護支援事業

概ね 65 歳以上の方を在宅で介護している方が、葬祭や傷病、事故など緊急の事情により介護ができなくなった場合に、訪問介護、通所介護、短期入所の在宅介護サービスを支援します。

今後とも、引き続き事業を実施します。

(8) 介護用品支給事業

概ね 60 歳以上の寝たきりの高齢者、要介護 4 以上の認定を受けている方の家族介護者に介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど）を支給しています。

重介護度の方を介護している家族への経済的負担の軽減と精神的な支援を図るため支給を継続します。

(9) 在宅寝たきり者等介護手当支給事業

概ね 65 歳以上の寝たきりの高齢者で一定の要件に該当する方と生計を同一にし、在宅で介護している世帯に対し介護手当の支給を行い経済的負担の軽減を図ります。

平成 22 年度には 29 人の支給実績となっております。

寝たきりの方を介護している家族への経済的負担の軽減と精神的な支援を図るため支給を継続します。

(10) 老人医療費助成事業

ひとり暮らしや寝たきり状態にある 65 歳から 69 歳までの低所得の方に対して、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

今後とも、助成事業を継続するとともに、医療機関と連携し制度の周知に努めます。

(11) 長期入院入所者援助事業

65 歳以上で1年以上にわたり病院に入院、あるいは養護老人ホームに入所されている方など、一定の要件に該当する方に日用品費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

平成22年度には22人の実績があります。

今後とも、引き続き事業を実施します。

(12) 住宅整備補助事業

高齢者が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、住宅の改修費の一部を補助します。世帯の所得状況により補助額が異なります。

今後とも、在宅での生活支援のため引き続き事業を実施します。

(13) 要援護者歳末慰問事業

70歳以上の一人暮らしの方等に民生委員が訪問し、慰問金を援助するなど相互扶助と地域福祉の増進を図ります。

平成22年度には延べ179人に慰問が実施されています。

今後とも、引き続き事業を実施します。

(14) 敬老会事業

敬老会を開催して、長年、地域社会に貢献してこられた高齢者を敬愛するとともに、長寿の祝いとして金品を贈呈します。平成23年には560人が参加しました。

今後とも、引き続き事業を実施します。

2 施設福祉事業

(1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。

平成22年度末で6の方が入所しています。

引き続き入所支援を継続します。

3 活動支援事業

(1) 老人クラブの活動支援

老人福祉の増進を目的とする事業の振興を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営費を補助し、活動を支援しています。

今後とも、引き続き事業を継続します。

(2) 就業支援

シルバー人材センターの機能充実を図り、高齢者の就業機会の拡大を図るとともに、働く意欲の高い高齢者には「シニアワークプログラム」への参加を促進し、就業機会の確保に資する技術や技能の獲得を支援します。

(3) 生涯学習機会の提供

町では、(平成23年10月末現在)「生涯学習人材バンク」に38人が登録しており、町民が持つ特技や知識・経験を活用しております。これから学ぼうとする人のため、豊かな知識や経験を持つ高齢者にも積極的に登録いただき、生涯学習の場で学ぶ機会だけでなく、講師等として活躍する機会を提供することで生きがいを得られ、他世代の町民との相互交流が促進されるよう支援しています。

第6章 介護保険事業の推進

1 第5期計画策定にあたっての基本的事項

(1) 平成26年度における高齢者介護の姿

平成18年度の介護保険制度の見直しでは、平成27年の高齢者介護の姿を念頭においた長期的な目標を立て、制度の持続可能性の確保等を基本的視点として掲げました。

これを受けて、本町では第3期計画において、「第5期介護保険事業計画」の最終年度である平成26年度の高齢者の姿を念頭においた長期的な目標をたてました。

本計画では、上記の長期的視点における最終段階に位置する計画として、第4期介護保険事業計画での実績を踏まえ、次の国が示した基準（参酌標準）をもとにした平成26年度の目標を次のとおり再設定します。

なお、参酌標準のうち「要介護認定者数（要介護2～5）に対する施設・居住系サービス利用者数の割合」については平成22年度に撤廃されたことから「施設サービス利用者全体に占める要介護4・5の認定者割合」についての目標を設定しました。

①施設サービス利用者の重度者（要介護4・5）への重点化を推進

施設サービス利用者全体に占める
要介護4・5の認定者割合



国の目標値
平成26年度
70%以上

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護4～5の施設利用者数(a)	79	79	101
施設サービス利用者数(b)	106	106	136
施設サービス利用者全体に占める要介護4～5の認定者の割合 (a/b)	74.5%	74.5%	74.2%

本町では、介護保険施設利用者の重度者への重点化が進んでおり、すでに目標値である70%に達しています。

(2) 日常生活圏域の設定

平成18年度の介護保険制度改正により、住民が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域における介護サービス等の提供について計画的な整備を行うために「日常生活圏域」を定めることとなっています。

本町においては、人口規模、交通事情、行政サービス及び介護保険サー

ビス提供施設等の設置状況を総合的に勘案し、第3期計画から引き続き町全体を1圏域と設定し、サービス基盤等の整備を推進します。

2 サービス利用者数の推計

(1) 施設・介護居住系サービス利用者数の推計

現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況ならびに今後のサービス基盤の整備の見込み等から、本計画期間における施設・介護居住系サービスの利用者数を次のとおり推計しました。

平成26年度に介護老人福祉施設30床の新規整備を予定しています。これにより、入所待機者の解消を図り、自宅での介護が困難な要介護者の支援の体制を強化します。

■施設・介護居住系サービス利用者数の推計 (人/月)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設・居住系サービス利用者数	137	137	167
施設利用者	106	106	136
介護老人福祉施設	70	70	100
介護老人保健施設	18	18	18
介護療養型医療施設	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設	—	—	—
介護専用居住系サービス利用者	31	31	31
認知症対応型共同生活介護	21	21	21
特定施設入居者生活介護	10	10	10
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—

(2) 標準的居宅サービス受給者数の推計

標準的居宅サービス受給者数とは、訪問介護や通所介護などの「居宅サービス」及び小規模多機能型居宅介護などの「地域密着型サービス（介護専用居住系サービスを除く。）」のうちいずれか1種類以上のサービスを利用する実人数のことです。

要介護等認定者の推計数から、前項の施設・介護居住系サービスの利用者数を減じたうえで、これまでの居宅サービス受給率等ならびに認定者の動向を勘案し、本計画期間における標準的居宅サービスの受給者数を次のとおり推計しました。

平成26年度には、前項の介護老人福祉施設の新規整備が予定されていることから、標準的居宅サービス受給者数は減少するものと見込まれます。

■標準的居宅サービス受給者数の推計 (人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	20	21	23
要支援2	27	29	30
要支援者総数	47	50	53
要介護1	44	48	52
要介護2	59	61	58
要介護3	30	32	29
要介護4	24	27	19
要介護5	13	14	6
要介護者総数	170	182	164
総数	217	232	217

3 居宅サービスの見込量

居宅サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みにあたっては、第4期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、今後見込まれる利用者数の増加、サービス供給体制の動向等を勘案しました。

(1) 居宅介護支援

・第4期計画の実績

居宅サービスの利用者の増加に伴い、利用実績は増加傾向で推移しましたが、平成23年度にはやや減少するものと見込まれます。ただし、実績値は計画値を上回っています。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	1,667	1,776	1,886
	予防給付	461	481	502
	合計 (a)	2,128	2,258	2,387
実績値	介護給付	2,004	2,213	2,100
	予防給付	332	428	444
	合計 (b)	2,336	2,641	2,544
	bの対前年比	—	113.1%	96.3%
b/a		109.8%	117.0%	106.6%

※平成23年度実績値は見込値。以下すべて同様。

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が1,981人/年、「予防給付」が628人/年、合計2,609人/年となります。

(人/年)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	2,030	2,184	1,981
予防給付	560	601	628
合計	2,590	2,785	2,609

(2) 訪問介護

・第4期計画の実績

平成22年度は、利用者増により利用実績も増加しましたが、平成23年度はやや減少する見込みです。

特に介護給付は、利用増を大きく見込んでいたことから、実績値が計画値を下回っています。

介護給付 (回/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	7,177	7,747	8,316
実績値 (b)	3,997	4,793	3,948
bの対前年比	—	119.9%	82.4%
b/a	55.7%	61.9%	47.5%

予防給付 (人/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	230	241	251
実績値 (b)	159	253	216
bの対前年比	—	159.1%	85.4%
b/a	69.1%	105.0%	86.1%

※月定額単価制となっているため「利用人数」で算出。

・第5期計画のサービス必要量の見込み

今後の利用者数、ならびに要介護度の状況等を考慮し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が3,616回/年、「予防給付」が285人/年となります。

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	3,812	4,111	3,616
予防給付(人/年)	255	273	285

(3) 訪問入浴介護

- ・ **第4期計画の実績及び第5期計画のサービス必要量の見込み**

本町をサービス提供対象とした事業者がないために必要サービス量を見込んでいない状況です。

しかしながら、今後、重度者の在宅介護を支援するためには必要なサービスでもあることから、本サービスに対するニーズの動向を見極めながら、サービス提供基盤の整備を検討します。

(4) 訪問看護

・第4期計画の実績

本町内に事業所がなく、近隣市の事業者の提供によることから、利用できるエリアも限られ、少量のサービスを見込んでいましたが、実績はさらに少なく計画値の20%程度にとどまっています。

(回/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	122	135	149
	予防給付	37	39	41
	合計 (a)	159	174	190
実績値	介護給付	29	46	0
	予防給付	0	0	0
	合計 (b)	29	46	0
	bの対前年比	—	158.6%	—
b/a		18.2%	26.4%	—

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向を勘案して、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が108回/年となります。

家族介護者が医療的なケアへの困難さから在宅介護に限界を感じるケースが多いと考えられることから、今後、重度者の在宅介護を支援するためには必要なサービスと位置づけて、提供基盤の整備を検討します。

(回/年)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	108	108	108
予防給付	0	0	0
合計	108	108	108

(5) 訪問リハビリテーション

・第4期計画の実績

居宅サービスの利用者の増加に伴い、利用実績は増加傾向で推移しており、実績値が計画値を上回っています。

(回/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	583	624	666
	予防給付	45	48	50
	合計 (a)	628	672	716
実績値	介護給付	1,007	980	1,103
	予防給付	22	20	0
	合計 (b)	1,029	1,000	1,103
	bの対前年比	—	97.2%	110.3%
b/a		163.9%	148.8%	154.1%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記のサービス利用傾向を勘案しつつ、今後見込まれる居宅サービス利用者数を考慮し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」として1,207回/年とし、「予防給付」のニーズにも対応します。

(回/年)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	1,401	1,524	1,207
予防給付	0	0	0
合計	1,401	1,524	1,207

(6) 通所介護

・第4期計画の実績

利用実績は増加傾向にあります。介護給付は概ね見込どおりの実績値ですが、予防給付は、利用量が少ないことから年度間の増減が大きくなっています。

介護給付 (回/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	10,701	11,405	12,107
実績値 (b)	10,421	11,410	11,689
bの対前年比	—	109.5%	102.4%
b/a	97.4%	100.0%	96.5%

予防給付 (人/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	277	289	301
実績値	313	417	240
bの対前年比	—	133.2%	57.6%
b/a	113.0%	144.3%	79.7%

※月定額単価制となっているため「利用人数」で算出。

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向とともに、従前から利用意向の高いサービスであることを勘案しつつ、今後の利用者数ならびに要介護度の状況等を考慮し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が10,886回/年、「予防給付」が386人/年となります。

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	11,217	12,040	10,886
予防給付(人/年)	344	369	386

(7) 通所リハビリテーション

・第4期計画の実績

近隣市の事業者によるサービス提供があり、少量ですがサービス実績があります。

介護給付 (回/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	132	139	146
実績値 (b)	98	156	0
bの対前年比	—	159.2%	—
b/a	74.2%	112.2%	—

予防給付 (人/年)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	0	0	0
実績値	0	54	0
bの対前年比	—	—	—
b/a	—	—	—

※月定額単価制となっているため「利用人数」で算出。

・第5期計画のサービス必要量の見込み

町内にサービス事業者がないことから、以下のサービス量を見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が62回/年となります。

今後は、リハビリテーションサービスの重要性を考慮し、また、本サービスに対するニーズの動向を見極めながら、サービス提供基盤の整備を検討します。

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付(回/年)	52	57	62
予防給付(人/年)	0	0	0

(8) 居宅療養管理指導

・第4期計画の実績

介護給付の実績だけですが、計画値を下回っています。利用者数では1人でしたが、平成23年度は利用実績がなくなりました。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	30	30	30
	予防給付	0	0	0
	合計 (a)	30	30	30
実績値	介護給付	24	14	0
	予防給付	0	0	0
	合計 (b)	24	14	0
	bの対前年比	—	58.3%	—
b/a		80.0%	46.7%	—

・第5期計画のサービス必要量の見込み

平成23年度に利用実績がいなくなったことからサービス量は見込まないこととします。しかし、利用ニーズが生じた場合には、町内の事業者により対応します。

(人/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
	介護給付	0	0	0
	予防給付	0	0	0
	合計	0	0	0

(9) 短期入所生活介護

・第4期計画の実績

利用実績は平成22年度に減少し、平成23年度には増加しています。計画値の7～8割程度の実績値となっています。

(日/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	5,455	5,851	6,246
	予防給付	37	38	40
	合計(a)	5,492	5,889	6,286
実績値	介護給付	4,279	3,910	4,209
	予防給付	108	41	145
	合計(b)	4,387	3,951	4,354
	bの対前年比	—	90.1%	110.2%
b/a		79.9%	67.1%	69.3%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の利用傾向とともに、通所介護と同様、従前から利用意向は高いサービスであることを勘案しつつ、今後の利用者数ならびに要介護度の状況等を考慮し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が3,505日/年、「予防給付」が143日/年、合計3,648日/年となります。

(日/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		4,029	4,388	3,505
予防給付		127	137	143
合計		4,156	4,525	3,648

(10) 短期入所療養介護

・第4期計画の実績

町内に事業所はありませんが、平成22年度のみ、若干の利用実績があります。

(日/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	0	0	0
	予防給付	0	0	0
	合計 (a)	0	0	0
実績値	介護給付	0	3	0
	予防給付	0	0	0
	合計 (b)	—	—	—
	bの対前年比	—	—	—
b/a		—	—	—

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記のとおり概ね利用実績がなく、短期入所生活介護の代替での利用も想定して、第5期計画期間においてもサービス量は見込まないこととしましたが、リハビリテーションサービスの機能の重要性と、利用者ニーズの動向を見極めつつ、サービス提供基盤の整備を検討します。

(日/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		0	0	0
予防給付		0	0	0
合計		0	0	0

(11) 特定施設入居者生活介護

・第4期計画の実績

介護老人福祉施設への入所ニーズの代替サービスとして利用実績が増加傾向にあり、実績値は計画値を上回りました。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	24	24	24
	予防給付	0	0	0
	合計 (a)	24	24	24
実績値	介護給付	59	97	108
	予防給付	3	10	12
	合計 (b)	62	107	120
	bの対前年比	—	172.6%	112.1%
b/a		258.3%	445.8%	500.0%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

サービス提供基盤の状況から、平成24年度以降は横ばいで推移するものと見込みました。各年度のサービス量は、「介護給付」が108人/年です。「予防給付」が12人/年、合計120人/年としました。

(人/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		108	108	108
予防給付		12	12	12
合計		120	120	120

(12) 福祉用具貸与

・第4期計画の実績

利用意向の高いサービスであり、利用増を見込んでいましたが、平成22年度までは実績値が計画値をやや上回りました。平成23年度は利用量が減少する見込みです。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	1,055	1,131	1,206
	予防給付	81	84	88
	合計 (a)	1,136	1,215	1,294
実績値	介護給付	1,089	1,239	1,152
	予防給付	70	91	84
	合計 (b)	1,159	1,330	1,236
	bの対前年比	—	114.8%	92.9%
b/a		102.0%	109.5%	95.5%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の傾向を勘案しつつ、今後の利用者数ならびに要介護度の状況等を考慮し、第5期計画期間のサービス量を次のとおりに見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が1,038人/年、「予防給付」が114人/年、合計1,152人/年となります。

(人/年)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	1,142	1,235	1,038
予防給付	102	109	114
合計	1,244	1,344	1,152

(13) 特定福祉用具販売

・第4期計画の実績

平成22年度には利用実績がやや減少しましたが、平成23年度には増加する見込みです。計画値の8~9割程度の実績値となっています。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	25	25	25
	予防給付	3	3	3
	合計(a)	28	28	28
実績値	介護給付	16	15	19
	予防給付	9	6	7
	合計(b)	25	21	26
	bの対前年比	—	84.0%	123.8%
b/a		89.3%	75.0%	92.9%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

今後の利用者数ならびに要介護度の状況等を考慮し、以下のとおり見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が23人/年、「予防給付」が18人/年、合計41人/年となります。

(人/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		23	23	23
予防給付		18	18	18
合計		41	41	41

(14) 住宅改修

・第4期計画の実績

計画値では25人で横ばい傾向に推移するものと見込みましたが、実績値は計画値を下回っています。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	20	20	20
	予防給付	5	5	5
	合計 (a)	25	25	25
実績値	介護給付	13	15	19
	予防給付	3	6	8
	合計 (b)	16	21	27
	bの対前年比	—	131.3%	128.6%
b/a		53.3%	84.0%	108.0%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

上記の傾向から、若干の増加傾向で推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が22人/年、「予防給付」が9人/年、合計31人/年となります。

(人/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		20	21	22
予防給付		9	9	9
合計		29	30	31

4 地域密着型サービスの見込量

地域密着型サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みにあたっては、実績、利用者数の増加とともに、今後のサービス提供基盤の整備予定等を勘案しました。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスについては、本計画においてのサービス量を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向及び近隣自治体の動向と連携可能性等を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

(1) 小規模多機能型居宅介護

・第4期計画の実績

平成20年度より1事業所で定員25人/月でサービス提供を開始しています。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	300	300	300
	予防給付	0	0	0
	合計(a)	300	300	300
実績値	介護給付	252	296	264
	予防給付	41	20	36
	合計(b)	293	316	300
	bの対前年比	—	107.8%	94.9%
b/a		97.7%	105.3%	100.0%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

本計画期間中に新規の事業者が見込まれないことから、平成23年度の実績をもとに横ばいに推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が264人/年、「予防給付」36人/年、合計300人/年となります。

(人/年)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	264	264	264
予防給付	36	36	36
合計	300	300	300

(2) 認知症対応型共同生活介護

・第4期計画の実績

平成20年度より、9人×2ユニットの体制でサービス提供をしています。

(人/年)

		第4期計画		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値	介護給付	216	216	216
	予防給付	0	0	0
	合計 (a)	216	216	216
実績値	介護給付	232	257	252
	予防給付	1	0	0
	合計 (b)	233	257	252
	bの対前年比	—	110.3%	98.1%
b/a		107.9%	119.0%	116.7%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

本計画期間中に新規の事業者が見込まれないことから、平成23年度の実績をもとに横ばいに推移するものと見込みました。最終年度のサービス量は、「介護給付」が252人/年、「予防給付」は利用実績がないことから、サービス量を見込まないこととしましたが、ニーズが生じた場合には町内の事業者で対応します。

(人/年)

		第5期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付		252	252	252
予防給付		0	0	0
合計		252	252	252

5 施設サービスの見込量

施設介護等サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みにあたっては、実績、利用者数の増加、サービスの利用意向等を勘案しました。

(1) 介護老人福祉施設

・第4期計画の実績

6床の増床がありました。平成22年度及び平成23年度は、計画値を約10%上回っています。

(人/月)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	53	53	53
実績値 (b)	53	61	60
bの対前年比	—	115.1%	98.4%
b/a	100.0%	115.1%	113.2%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

平成24年度には、近隣市に新規整備があることから10床の増床を見込んでいます。また、平成26年度に30床の新規整備を予定しています。

第5期計画期間のサービス量は、これらの整備分を見込んで最終年度を100人/月としました。

(人/月)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	70	70	100

(2) 介護老人保健施設

・第4期計画の実績

計画値を下回る実績値となっています。

(人/月)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	23	23	23
実績値 (b)	16	17	18
bの対前年比	—	106.3%	105.9%
b/a	69.6%	73.9%	78.3%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

新たな基盤整備の見込みはないことから、平成23年度の実績をもとに横ばいに推移するものとして18人/月と見込みました。

(人/月)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	18	18	18

(3) 介護療養型医療施設

・第4期計画の実績

平成23年度末に廃止が予定されていましたが、6年間延期されました。
介護老人保健施設と同様に利用者数は少なく、計画値を下回る実績値となっています。

(人/月)

	第4期計画		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画値 (a)	19	19	19
実績値 (b)	15	17	18
bの対前年比	—	113.3%	105.9%
b/a	78.9%	89.5%	94.7%

・第5期計画のサービス必要量の見込み

本計画期間中においては新規整備が認められず、また、他サービスへの転換はないと見込まれることから、平成23年度の実績をもとに横ばいに推移するものとして18人/年と見込みました。

(人/月)

	第5期計画		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護給付	18	18	18

6 サービス見込量を確保するための方策

(1) 居宅サービス

訪問介護については、これまでのところ、町内の1事業者で概ね充足されてきました。利用実績の多いサービスであることから、安定的なサービス供給のために、民間企業をはじめとする多様な事業主体の参入を促すなど、サービス提供量の確保を検討していきます。

他の訪問系サービスは、現段階では、ニーズが潜在化しており、顕著な利用増が見込まれる状況ではありません。しかし、訪問看護に象徴されるように、家族介護者が医療的なケアへの困難さから在宅介護に限界を感じるケースは多いと考えられ、今後、重度者の在宅介護を支援するためには重要なサービスと位置づけて、提供基盤の整備を検討する必要があります。

通所介護等の通所系サービス及び短期入所サービスについても、重度者へのサービスに対応できるよう提供基盤の充実が求められます。

引き続き保険者として必要情報の適切な提供・支援等を行うとともに、本計画期間中もサービス必要量を充たすサービス提供量の確保を図ります。

(2) 施設・居住系サービス

平成26年度に介護老人福祉施設(30床)の整備を予定し、入所待機者の解消を図ります。円滑な整備が実現するよう、県、近隣自治体及び運営法人等との連絡調整を図ります。また、入所にあたっては、在宅介護が困難な重度者への重点化を図ります。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの事業者指定は町で行うため、町が定める設置基準、運営基準、人員基準等についての情報提供・相談対応等を行っています。

地域密着型サービスの最も象徴的なサービスである小規模多機能型居宅介護は、安心して住み慣れた地域での生活を支援するために、適切な事業運営の管理・指導を実施します。

また、夜間対応型訪問介護ほか本計画において利用量を見込んでいないサービスについては、利用者ニーズの動向及び市内及び近隣事業者の参入意向の動向を継続的に把握し、次期計画での基盤整備に向けた対応を図ります。

7 地域支援事業の推進

(1) 地域支援事業の概要

平成17年度の介護保険制度改正により、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができることを目的に、地域における包括的、継続的なマネジメント機能を強化してきました。また、その後も要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者の選定方法、事業実施体制の見直しなどが行われています。

介護予防に関する事業・サービス

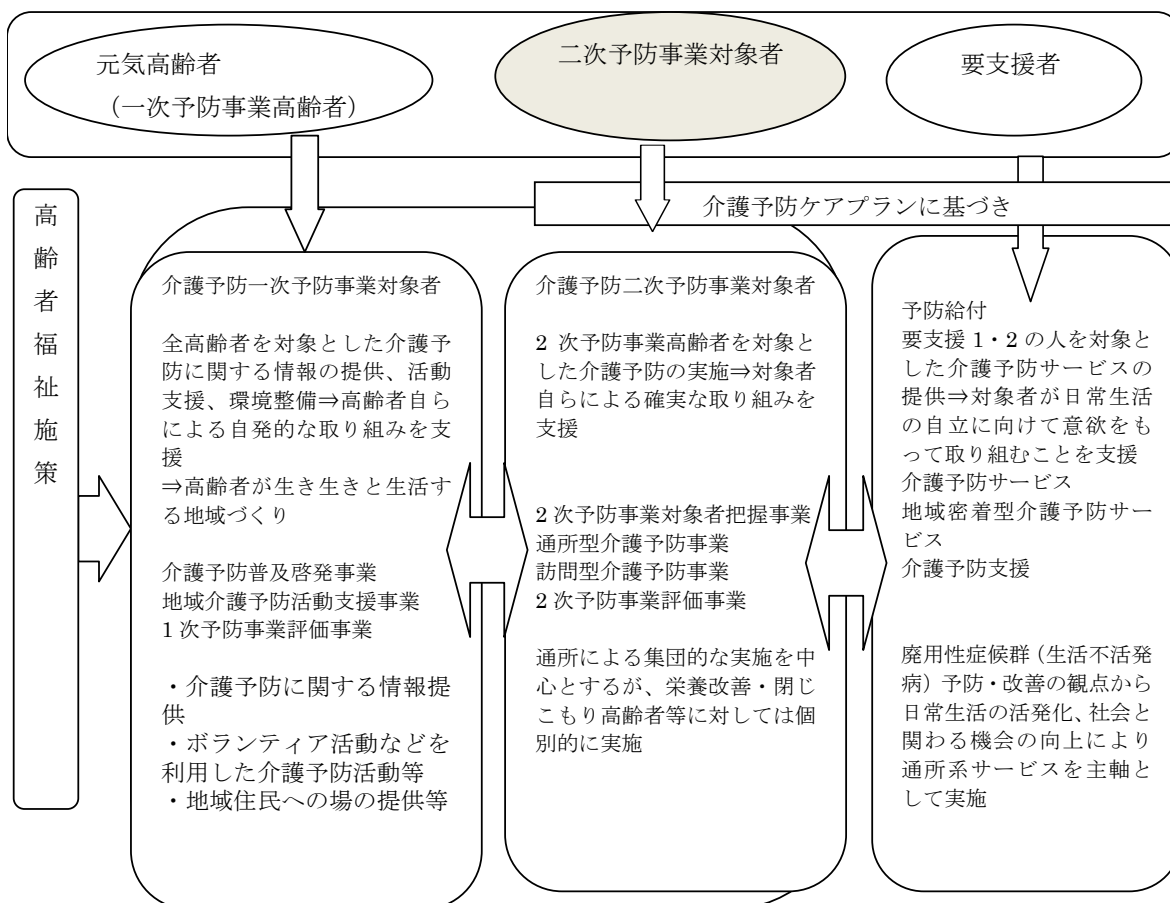


表 地域支援事業対象者の推計

区分 地域支援事業	平成 23 年度 (9 月末現在)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
二次予防事業高齢者 高齢人口に占める割合	41 人 1.6 %	50 人 2.0 %	60 人 2.3 %	65 人 2.5 %
介護予防事業参加者数 高齢人口に占める割合	294 人 11.8 %	301 人 12.0 %	316 人 12.2 %	327 人 12.4 %

* 介護予防事業参加者は、通所型及び訪問型介護予防事業登録者実人数（一次・二次予防事業参加者）

(2) 地域支援事業の実施状況（平成 22 年度 実績）

1) 介護予防事業

① 二次予防事業

二次予防事業の対象者把握事業

予防効果の期待できる二次予防事業対象者の選定（生活機能評価：「基本チェックリスト」）を実施し、決定を行い早期の予防支援を行うことで要介護状態になることを予防します。

把握は、住民検診・結核検診に合わせた介護予防検診、介護予防事業や民生委員、町立病院との連携等により実施しています。（二次予防対象者 28 人/1190 人実施）

通所型介護予防事業（一次・二次予防プログラム複合型事業で実施）

- ・運動器・口腔機能の機能向上：元気パワーアップ倶楽部（年 44 回・2 クラス・実 35 人）
- ・認知症予防・閉じこもり予防：お達者倶楽部（年 44 回・1 会場・実 19 人）
- ・栄養改善・うつ予防・膝痛腰痛対策：実施なし

訪問型介護予防事業

- ・栄養改善：栄養士訪問事業（対象者なく、実施なし）
- ・うつ・認知症予防、閉じこもり予防：実施なし（一次予防施策として実施）
- ・運動器・口腔機能の向上：実施なし

二次予防事業評価事業

二次予防事業の各々の目的、目標に対する評価（過程・成果・実績等）など達成状況の分析・検証について住民を含めた関係者により行います。（年2回）

② 一次予防事業

介護予防普及啓発事業

- ・パンフレット等の配布での普及
- ・町の広報に介護予防に関する情報の掲載（年4回）
- ・講演会・相談会等の開催
 - 老人クラブ、婦人会、ボランティア団体等への講座・講演会（年5回 864人）
 - イベント等による普及（年2回）
 - 訪問支援員（相談事業）：社会福祉協議会に委託し介護福祉士等が訪問。（38回 68人）
- ・介護予防教室等
 - 温水健康体操教室（年44回・10クラス・実146人）
 - けんこつ体操教室（地域5会場・週1回～月2回・実93人）
 - 元気パワーアップ倶楽部（年44回・2クラス・実35人）（二次予防事業複合施策）
 - お達者倶楽部（年44回・1会場・実19人）（二次予防事業複合施策）
- ・事業実施の記録等を管理するための媒体の配布：実施なし

地域介護予防活動支援事業

- ・人材育成のための研修
 - 介護予防事業従事者研修：新人育成、従事者フォローアップ研修（47回 208人）
 - 地域活動組織の育成・支援（11回）
 - 社会参加活動を通じて地域活動の実施：なし
 - その他：地域のネットワーク構築事業（2回 83人）

一次予防事業評価事業

一次予防事業の各々の目的、目標に対する評価（過程・成果・実績等）

など達成状況の分析・検証について住民を含めた関係者により行います。
(年2回)

2) 包括的支援事業

介護予防ケアマネジメント

- ・二次予防高齢者の支援計画、モニタリング、評価 (28件)

総合相談支援

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるよう、地域包括支援センターの高齢者相談窓口の周知をしながら地域における関係者とネットワーク構築を図りニーズを把握し、必要なサービスや事業・制度につなげ支援します。

権利擁護事業

高齢者虐待を防ぐ為の相談、高齢者の人権・権利擁護を目的に制度の活用や関係機関へのつなぎを行います。

- ・高齢者虐待、介護サービスに関する苦情相談窓口
- ・成年後見制度・地域福祉権利擁護事業利用支援
- ・高齢者福祉施設への措置

包括的・継続的マネジメント

地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ・ケアマネ支援 (随時の来所や電話等の相談)、サービス担当者会議への参加
- ・介護サービス事業所質向上研修
- ・地域ケア会議
- ・支援困難事例等への指導・助言

3) 任意事業

介護給付適正化事業

- ・認定調査状況の確認：調査員研修の実施。個別に指導・助言。

- ・ケアプランの点検：利用者を主体に自立に向けたプラン作成のためサービス担当者会議での助言を行います。
- ・住宅改修等の点検：自立支援・介護者負担軽減につながる住宅改修にするため事前チェックと指導・助言。）医療情報との突合・縦覧点検：国保連の適正化システムを導入し情報の突合、縦覧点検を行います。

家族介護支援事業

- ・家族介護支援事業：介護者のつどい（3回 48人）
- ・認知症高齢者見守り事業
- ・認知症支援サポーター養成講座（中子地区1回 12人）
- ・認知症による徘徊者の対応システムの構築：町関係者のネットワークの検討会議の開催
- ・家族介護継続支援事業：高齢者介護者のこころの相談会。精神科医師による個別相談。（年6回 延20人）

その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業：市町村申し立てに係る経費や成年後見人等の報酬の助成
- ・地域自立生活支援事業：高齢者配食サービス（週2回程度の配食および安否確認）
- ・高齢者虐待防止普及啓発事業：介護サービス従事者と高齢者、介護者が一緒に虐待の防止、対応方法について理解を深めます。（5回 22人）
- ・高齢者虐待予防支援検討会：検討会議メンバーが事例や対応を学び対策についても検討します。（年1回）
- ・災害援護関係：高齢者・介護保険認定者等要援護者台帳の管理。介護保険事業所との調整等を行います。

（3）第5期における計画

第4期同様、継続して実施していきます。

なお、町の認知症高齢者数は、平成21年度の介護保険認定結果では65歳以上の10.6%であり年々増加し、新規申請者数を見ても半数が認知症の診断がされています。また、介護保険のサービスを利用する程度ではないが、介護予防事業や地域サロンに認知症と思われる方が参加しており、認知症の方やその家族、地域の人、さらに、医療や福祉、介護サービス関係者等にとっても重点的な取り組みが必要な状況となっています。

様々な認知症に関する事業を展開してきましたが、地域の中で認知症に関する関心度は低く、関わりがあっても正しく理解していない現状が22年度に実施した「認知症にかかわる地域関係者・支援者を対象とした質的調査」で把握されました。認知症の普及啓発・支援者育成と認知症の支援体制構築を重点的に実施します。

8 介護保険料の算定

(1) 各サービス給付費等見込額

各サービスの給付費等は次のとおりです。

①介護給付

■居宅サービス	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①訪問介護	13,084 千円	14,099 千円	12,396 千円
②訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円
③訪問看護	858 千円	858 千円	858 千円
④訪問リハビリテーション	3,965 千円	4,312 千円	3,416 千円
⑤居宅療養管理指導	0 千円	0 千円	0 千円
⑥通所介護	92,274 千円	99,252 千円	87,598 千円
⑦通所リハビリテーション	408 千円	445 千円	486 千円
⑧短期入所生活介護	34,628 千円	37,811 千円	29,373 千円
⑨短期入所療養介護	0 千円	0 千円	0 千円
⑩特定施設入居者生活介護	20,859 千円	20,859 千円	20,859 千円
⑪福祉用具貸与	11,342 千円	12,345 千円	9,652 千円
⑫特定福祉用具販売	540 千円	519 千円	546 千円
■地域密着型サービス			
①小規模多機能型居宅介護	44,380 千円	44,380 千円	44,380 千円
②認知症対応型共同生活介護	58,594 千円	58,594 千円	58,594 千円
■住宅改修			
住宅改修	2,328 千円	2,424 千円	2,519 千円
■居宅介護支援			
居宅介護支援	25,067 千円	27,053 千円	23,960 千円
■介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設	203,567 千円	203,567 千円	289,797 千円
②介護老人保健施設	58,895 千円	58,895 千円	59,169 千円
③介護療養型医療施設	67,099 千円	67,099 千円	67,099 千円
介護給付費計 I	637,888 千円	652,510 千円	710,703 千円

② 予防給付

■介護予防サービス	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①介護予防訪問介護	4,451 千円	4,769 千円	4,991 千円
②介護予防訪問入浴介護	0 千円	0 千円	0 千円
③介護予防訪問看護	0 千円	0 千円	0 千円
④介護予防訪問リハビリテーション	0 千円	0 千円	0 千円
⑤介護予防居宅療養管理指導	0 千円	0 千円	0 千円
⑥介護予防通所介護	12,058 千円	12,945 千円	13,544 千円
⑦介護予防通所リハビリテーション	0 千円	0 千円	0 千円
⑧介護予防短期入所生活介護	850 千円	912 千円	954 千円
⑨介護予防短期入所療養介護	0 千円	0 千円	0 千円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	1,584 千円	1,584 千円	1,584 千円
⑪介護予防福祉用具貸与	191 千円	205 千円	215 千円
⑫特定介護予防福祉用具販売	302 千円	302 千円	302 千円
■地域密着型介護予防サービス			
①介護予防小規模多機能型居宅介護	2,183 千円	2,183 千円	2,183 千円
■住宅改修			
住宅改修	1,189 千円	1,189 千円	1,189 千円
■介護予防支援			
介護予防支援	2,374 千円	2,544 千円	2,663 千円
予防給付費計 II	25,182 千円	26,633 千円	27,625 千円

(2) 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

本計画期間各年度の標準給付費及び地域支援事業費は次のとおりです。

3年間の合計額では、標準給付費がおよそ22億円、地域支援事業費がおよそ6千600万円となります。

■ 標準給付費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
総給付費 (a) ※前出 I + II	663,070,432 円	679,143,228 円	738,328,304 円	2,080,541,964 円
特定入所者介護 サービス費等給付額 (b)	36,601,488 円	39,526,136 円	45,185,692 円	121,313,316 円
高額介護 サービス費等給付額 (c)	15,316,927 円	16,571,095 円	19,048,870 円	50,936,892 円
高額医療合算介護 サービス費等給付額 (d)	1,458,755 円	1,562,029 円	1,771,988 円	4,792,772 円
算定対象 審査支払手数料 (e)	720,007 円	779,796 円	844,550 円	2,344,353 円
審査支払 手数料支払件数	9,730 件	10,538 件	11,413 件	31,681 件
標準給付費見込額 (A) (a+b+c+d+e)	717,167,609 円	737,582,284 円	805,179,404 円	2,259,929,297 円

■ 地域支援事業費

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
地域支援事業費 (B)	21,493,428 円	22,104,074 円	24,130,045 円	67,727,547 円
保険給付費見込額 (a+b+c+d)に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

(3) 保険料弾力化適用後の保険料額

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、**特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費**、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、都道府県の負担金、区市町村の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

保険料弾力化適用後の第1号被保険者の保険料額は、下表のとおり月額4,800円と算定されます。

保険料収納必要額 ※保険料率 21%、調整交付金見込額等の調整後 (a)	440,219,460 円
準備基金取崩額 (b)	25,000,000 円
準備基金取崩額充当後 (c=a-b)	415,219,460 円
保険料収納率 96.50%を勘案 (d=c÷96.50%)	430,279,233 円
保険料弾力化適用後の所得段階別加入割合補正後被保険者数 (7,526 人)で按分 (年額保険料) (e=d÷7,526)	57,173 円
保険料弾力化適用後の月額保険料 (e÷12)	4,800 円

(4) 所得段階別保険料の見込み

前項での算定額をもとに、下表のとおり第4段階の基準額を月額 4,800円と設定します。

なお、第4期計画に引き続き、第4段階の対象者のうち、年金収入と合計所得金額の合計額が80万円以下の方（第2段階と同様の本人収入要件。）の保険料の乗率を0.91に引き下げる保険料弾力化を適用します。

保険料弾力化適用による各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	負担割合	保険料
第1段階	生活保護者等・老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方	基準額 ×0.50	年額 28,800円 月額 2,400円
第2段階	町民税世帯非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.50	年額 28,800円 月額 2,400円
第3段階	町民税世帯非課税あって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	年額 43,200円 月額 3,600円
第4段階	本人が町民税非課税の方 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	年額 52,800円 月額 4,400円
	本人が町民税非課税の方	基準額 ×1.00	年額 57,600円 月額 4,800円
第5段階	本人が町民税課税の方 (合計所得190万円未満)	基準額 ×1.25	年額 72,000円 月額 6,000円
第6段階	本人が町民税課税の方 (合計所得190万円以上)	基準額 ×1.50	年額 86,400円 月額 7,200円

第7章 サービスの円滑な提供を 図るための事業

1 介護サービスの円滑な提供

今後急増すると思われる施設利用者に対応し、入所待機者の解消の為に、介護老人福祉施設の供給体制確保に向け、県や近隣市町村との連携により、施設の確保、既存施設の効率的な利用に努めます。

2 関係機関との連携強化

(1) 行政内部における関係部門との連携

介護予防の推進を含め、高齢者保健・福祉の施策を総合的に推進していくため、保健・福祉及び医療分野との連携はもとより、住宅、就労、教育、防災、まちづくり等との連携が必要です。こうした庁内関係部門との連携を図り、一貫性・連続性のある地域包括ケアシステムの構築を推進します。

(2) 関係団体等との連携

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、こころ豊かに暮らしていくためには、行政のみならず、関係団体等と協働により、きめ細かいサービスを提供する必要があります。そのため、関係団体等との連携を図り、サービス提供体制を確保します。

3 民間活力の活用

介護保険制度の導入に伴い、多種多様な事業者が居宅サービスに参入でき、サービスの競争原理などにより質の向上やコストの効率化が図られることが期待できるため、地域において不足するサービスの確保のため、多様な事業主体の参入を促進します。

4 制度の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、介護保険事業に関する情報の提供等により介護保険事業の趣旨の普及啓発を図ります。

5 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施します。

この場合においては、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができるか、在宅サービスと施設サービスのバランスが取れているか等の達成状況を分析し、かつ、それを評価するための項目を設定していきます。

資料編

**湯沢町で利用できる(している)
居宅介護(介護予防)
サービスのご案内**

地域包括支援センターおよび居宅支援事業所

都道府県の指定を受けている事業所です。介護支援専門員や地域包括支援センターの職員が要介護認定の申請の代行や居宅サービス計画の作成、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

事業者	所在地	電話番号	要支援1・2の方の介護予防サービス計画書作成	要介護1～5の方の介護サービス計画書作成
湯沢町地域包括支援センター	湯沢町大字湯沢 2877-1	784-3000	○	/
湯沢町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	湯沢町大字湯沢 2877-1	784-4111	○	○
ゆのさと園ケアセンター	湯沢町大字神立 1648-275	784-3803	○	○

※ 自己負担はありません。

※ 介護予防サービス計画書の作成は地域包括支援センターから○印の各事業所に一部委託します。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

○ 事業所 湯沢町社会福祉協議会訪問介護事業所

所在地 湯沢町大字湯沢 2877-1

TEL (025) 784-4111

★ 介護サービス『要介護1～要介護5』の方

- ・ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄などの介助や日常生活の手助けを行います。

介護サービス区分 時間区分	身体介護 〔 食事介助・入浴介助・ おむつ交換など 〕	生活援助 〔 掃除・洗濯・調理など 但し利用者条件 〕
30分未満	279円	
30分～1時間未満	442円	251円
1時間～1時間30分未満	642円	320円
以降30分毎の加算	83円	

※ 二人対応の場合は所定料金の二倍で算定します。

※ 特定事業所加算Ⅱ(1回当たり10%)が加算されています。

★ 介護予防サービス『要支援1・2』の方

- ・ホームヘルパーが家庭を訪問し利用者が自分でできることが増えるように支援を行います。

	自己負担額	利用頻度(めやす)
要支援1・2	1234円/月	週1回～2回(月5回)
要支援1・2	2468円/月	週1回～2回(月10回)
要支援2	4010円/月	週3回以内(月16回)

通所介護(デイサービス)

○ 事業所 ・湯沢町社会福祉協議会

所在地 湯沢町大字湯沢 2877-1 TEL (025) 784-4111

・ゆのさと園デイサービスセンター

所在地 湯沢町大字神立 1647-275 TEL (025) 784-3785

★ 通所介護

- ・デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練、レクリエーションなどのサービスが日帰りで受けられます。

	定員	自己負担額	食費/日	加算
湯沢町社会福祉協議会通所介護	30名	・6時間～8時間未満・通常規模型 要介護 1 677円 要介護 2 789円	580円	・入浴 50円 ・個別機能訓練 27円 ・サービス提供 体制加算 12円
ゆのさと園 デイサービスセンター	22名	要介護 3 901円 要介護 4 1,013円 要介護 5 1,125円	600円	・入浴 50円 ・個別機能訓練 27円 ・サービス提供 体制加算 12円

※ 口腔機能向上加算(150円/回)が算定される場合もあります。(社会福祉協議会通所介護)

★ 介護予防通所介護

- ・デイサービスセンターなどに通い、食事・入浴の提供、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが受けられます。

事業者	食事・おやつ代	自己負担額 一ヶ月定額制	加算
○湯沢町社会福祉協議会通所介護	580円	要支援 1 2,226円	サービス提供体制強化 48円
		要支援 2 4,449円	サービス提供体制強化 96円
		※口腔機能向上 150円、アクティビティ 53円、運動器機能向上 225円がつく場合があります。	
○ゆのさと園デイサービスセンター	600円	要支援 1 2,226円	サービス提供体制強化 48円
		要支援 2 4,449円	サービス提供体制強化 96円
		※アクティビティ 53円、運動器機能向上 225円がつく場合があります。	

短期入所生活介護・介護予防短期入所 生活介護 (ショートステイ)

○ 事業所 ・特別養護老人ホームみなみ園

所在地 南魚沼市六日町 712-4 TEL (025) 773-3155

・特別養護老人ホームまいこ園

所在地 南魚沼市仙石 1-18 TEL (025) 782-1655

・特別養護老人ホームゆのさと園

所在地 湯沢町神立 1647-275 TEL (025) 784-3785

・特別養護老人ホームこころの杜

所在地 南魚沼市六日町 1148-1 TEL (025) 770-1123

★ 短期入所生活介護

- ・特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練などが受けられます。

事業者	自己負担額/日		食費	滞在費	
みなみ園		(個室)			(個室)
まいこ園	要介護 1	703 円	1,380 円	320 円	1,150 円
	要介護 2	774 円			
ゆのさと園	要介護 3	844 円			
	要介護 4	915 円			
	要介護 5	985 円			
こころの杜	要介護 1	721 円	1,400 円	1,970 円	
	要介護 2	792 円			
	要介護 3	862 円			
	要介護 4	933 円			
	要介護 5	993 円			

※各種加算あります。各事業所に問い合わせください。

※食費、滞在費は所得段階に応じて設定があります。

★ 介護予防短期入所生活介護

- ・ 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)などの福祉施設に短期入所し、日常生活の介護や生活機能向上のための機能訓練が受けられます。

事業者	自己負担額/日			食費	滞在費	
みなみ園			(個室)			(個室)
まいこ園	要支援1	500円	464円	1,380円	320円	1,150円
ゆのさと園	要支援2	619円	577円			
こころの杜	要支援1	540円		1,400円	1,970円	
	要支援2	671円				

※ 各種加算あります。各事業所に問い合わせてください。

※ 所得段階に応じて滞在費、食費の設定があります。

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

○ 事業所 ・ 越南苑

所在地 南魚沼市五日町 2405 TEL (025) 776-3668

★ 短期入所療養介護

- ・ 介護老人保健施設などに短期入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。

自己負担額/日	食費	滞在費
要介護1	1,400円	320円
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		

※ 送迎(片道 184円)、リハビリ強化機能訓練(30円)、認知症ケアおよび栄養管理体制等の加算があります。

★ 介護予防短期入所療養介護

- ・ 介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

自己負担額/日	食費	滞在費
要支援1 631円	1,400円	320円
要支援2 785円		

※ 各種加算があります。

訪問看護

○ 事業所 ・ **みなみ園老人訪問看護ステーション**

所在地 南魚沼市六日町 712-4 TEL (025) 773-6488

- ・ 看護師等が通院困難な方の家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり床ずれの手当てなどを行います。

	自己負担額
看護 30分未満	425円
看護 30分～1時間未満	830円
看護 1時間～1時間30分未満	1,198円
緊急時訪問看護加算(一ヶ月)	540円

※サービス提供体制強化 6円/回、長時間訪問看護 300円/回などの加算がつきます。

訪問リハビリテーション

○ 事業所 ・ **湯沢町保健医療センター**

所在地 湯沢町大字湯沢 2877-1 TEL (025) 780-6543

- ・ リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。

1回 20分程度 305円/回

サービス提供体制強化 6円/回、

環境を整えるサービス

★ 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

車椅子や特殊寝台などの貸与が受けられます。

対 象	自己負担額
◎ 車椅子	・支給限度額の範囲内 では一割 ・支給限度額を超えた 額は全額自己負担
◎ 特殊寝台	
◎ 床ずれ予防用具	
◎ 体位変換器	
◎移動用リフト(つり具を除く) ◎認知症老人徘徊感知器 (階段移動用リフト)	

※ 要支援 1・2 の方、要介護 1 の方は上記◎印の品目は原則として利用が認められません

★ 住宅改修(介護予防住宅改修)

家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用の支給が受けられます。

対 象	自己負担額
手すりの取り付け 段差の解消 すべり防止等のための床材の変更 引き戸等への扉の取替え及び新設 洋式便器等への便器の取替え	支給限度額 20 万円(原則として 1 回だけ) 支給限度額の範囲内では一割 支給限度額を超えた額は全額自己負担

※ 償還払いの対象〔一旦全額お支払いいただき、申請により後日、保険給付分(9 割分)をお返しする制度〕です

★ 福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)

腰掛便座などの購入費の支給が受けられます。

対 象	自己負担額
腰掛便座 入浴補助用具 特殊尿器 移動用リフトのつり具	支給限度額年間 10 万円 支給限度額の範囲内では一割 支給限度額を超えた額は全額自己負担

※ 償還払いの対象〔一旦全額お支払いいただき、申請により後日、保険給付分(9 割分)をお返しする制度〕です。

地域密着型サービスとは・・・

住み慣れた地域を離れずに利用できるなど、利用者のニーズにきめ細かく対応できるよう、新設されたサービスです。利用者は市町村の住民に限定され、市町村が事業者の指定や監督を行います。

小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

健康倶楽部 ゆざわ

所在地 湯沢町大字土樽 151-116

TEL 025-787-1101

介護区分	自己負担(一ヶ月)	加 算	実費負担分
要支援 1	4,469 円	初期1日30円(1ヵ月) サービス提供体制500円/月 看護職員配置900/月(要支援の方にはなし) ※認知症加算Ⅰ800円/月、 認知症加算Ⅱ500円/月は 主治医意見書を元に算定	食費 朝食300円 昼食500円 夕食500円 宿泊1日1,500円 オムツ類実費相当
要支援 2	7,995 円		
要介護 1	11,430 円		
要介護 2	16,325 円		
要介護 3	23,286 円		
要介護 4	25,597 円		
要介護 5	28,120 円		

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

グループホーム 雪割草

所在地 湯沢町大字土樽 151-116

TEL 025-787-1101

要介護区分	自己負担(日額)	自己負担(月額)	加 算	実 費 負 担 分
要支援 2	831 円	116,280 円	初期加算30円/日 (1ヵ月) 医療連携体制 39円/日 サービス提供体制 6円/日	室料 1,300円 食材料費 1,000円 光熱水費 700円 日用品費 実費
要介護 1	831 円	116,280 円		
要介護 2	848 円	116,790 円		
要介護 3	865 円	117,300 円		
要介護 4	882 円	117,810 円		
要介護 5	900 円	118,350 円		

湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会名簿

(任期 H21. 4. 1～H24. 3. 31)

氏 名	所 属	再・新別
井 上 陽 介	湯沢町保健医療センター長	再
角 谷 文 祐	角谷整形外科医院長	再
高 橋 剛	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	新
佐 藤 一 男	介護老人保健施設 越南苑事務長	再
田 村 善 道	特別養護老人ホーム ゆのさと園施設長	再
井 口 智 晴	湯沢町社会福祉協議会長	新
佐 藤 賢 一	湯沢町民生委員児童委員協議会会長	新
南 雲 芳 子	第1号被保険者代表	新
笛 田 幸 子	第1号被保険者代表	再
今 村 香 織	第2号被保険者代表	再
大 津 孝 一	第2号被保険者代表	再
劔 持 康 子	在宅介護経験者	再
長 谷 川 泰	在宅介護経験者	新
佐 藤 文 子	湯沢町保健医療センター介護支援専門員	新

湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱

平成 12 年 10 月 30 日

要綱第 8 号

(設置)

第 1 条 高齢者保健福祉の充実を図るとともに、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に資するため、湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)策定のための検討及び計画の進捗状況を評価することを目的として、湯沢町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、当町の事業計画の作成に関し、介護保険給付対象サービス及び対象外サービスの種類ごとの見込みとその見込量の確保の方策、その他必要な事項について協議、検討する。

2 委員会は、策定された事業計画に対し、その進捗状況、その他必要な事項について評価点検する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 被保険者
- (5) 介護サービス等の利用者
- (6) 介護サービス等の事業者
- (7) その他町長が必要と認めた者

(役員)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬、費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を適用する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 2 項の規定により、平成 12 年度中に町長が委嘱した委員の任期については、第 5 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 3 湯沢町介護保険事業計画策定委員会設置要綱(平成 10 年要綱第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 18 年要綱第 6 号)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年要綱第 17 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

湯沢町地域包括支援センター運営協議会要綱

平成 18 年 3 月 31 日
要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 湯沢町地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、湯沢町地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 運営協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1)センターの設置等に関する事。
- (2)センターの運営に関する事。
- (3)センター職員の確保に関する事。
- (4)その他の地域包括ケアに関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1)知識経験のある者
- (2)関係行政機関の職員
- (3)保健・医療・福祉関係者
- (4)被保険者
- (5)介護サービス等の利用者
- (6)介護サービス等の事業者
- (7)その他町長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第 4 条 運営協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営協議会)

第 6 条 運営協議会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の運営協議会は、町長が招集する。

2 会長は、運営協議会の議長となり、議事を整理する。

3 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 運営協議会の議事は、出席した過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(報酬、費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を適用する。

(意見聴取)

第 8 条 運営協議会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 運営協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に地域包括センター運営協議会において承認をうけなくてはならない事項の承認は、湯沢町地域包括支援センター運営協議会準備委員会が承認した事をもって、湯沢町地域包括センター運営協議会が承認したものとみなす。

附 則(平成19年要綱第20号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

湯沢町地域密着型サービス運営委員会要綱

平成 18 年 3 月 31 日

要綱第 7 号

(設置)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく地域密着型サービスの適正な運営を図るため、湯沢町地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関する事。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関する事。
- (3) その他、地域密着型サービスの適正な運営に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 被保険者
- (5) 介護サービス等の利用者
- (6) 介護サービス等の事業者
- (7) その他、町長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬・費用弁償)

第 7 条 委員の報酬及び費用弁償については、「湯沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定を適用する。

(意見聴取)

第 8 条 委員会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この要綱の施行前に地域密着型サービス運営委員会において承認を受けなくてはならない事項は、湯沢町地域密着型サービス運営準備委員会が承認した事をもって、湯沢町地域密着型サービス運営委員会が承認したものとみなす。

附 則(平成 19 年要綱第 14 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

介護保険料の変遷

第 1 期（平成 12 年度～平成 14 年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第 1 段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	16,300 円
第 2 段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	24,500 円
第 3 段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	32,700 円
第 4 段階	町民税課税者のうち合計所得 250 万円未満の者	基準額 ×1.25	40,800 円
第 5 段階	町民税課税者のうち合計所得 250 万円以上の者	基準額 ×1.50	49,000 円



第 2 期（平成 15 年度～平成 17 年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第 1 段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	21,100 円
第 2 段階	町民税世帯非課税者	基準額 ×0.75	31,600 円
第 3 段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	42,200 円
第 4 段階	町民税課税者のうち合計所得 200 万円未満の者	基準額 ×1.25	52,700 円
第 5 段階	町民税課税者のうち合計所得 200 万円以上の者	基準額 ×1.50	63,300 円

※基準額対前期比 29.1%増（32,700 円→42,200 円）



第3期（平成18年度～平成20年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,400円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,400円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	36,600円
第4段階	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	48,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	73,800円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	73,200円

※基準額対前期比 15.6%増（42,200円→48,800円）



第4期（平成21年度～平成23年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	24,900円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	24,900円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	37,400円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	45,400円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	49,800円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得200万円未満の者	基準額 ×1.25	62,300円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得200万円以上の者	基準額 ×1.50	74,700円

□基準額対前期比 2.0%増（48,800円→49,800円）



第5期（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額
第1段階	町民税世帯非課税かつ生活保護者・老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.50	28,800円
第2段階	町民税世帯非課税者で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.50	28,800円
第3段階	町民税世帯非課税者であって、第2段階に該当しない方	基準額 ×0.75	43,200円
第4段階	町民税本人非課税者 (合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下)	基準額 ×0.91	52,800円
	町民税本人非課税者	基準額 ×1.00	57,600円
第5段階	町民税課税者のうち合計所得190万円未満の者	基準額 ×1.25	72,000円
第6段階	町民税課税者のうち合計所得190万円以上の者	基準額 ×1.50	86,400円

□基準額対前期比 15.7%増（49,800円→57,600円）

湯 沢 町
老人保健福祉計画・第5期介護保険事業計画

発 行 日 平成24年3月
編集・発行 湯沢町 健康福祉課
〒949-6101
新潟県南魚沼郡湯沢町 2877 番地 1
T E L (025) 784-4560
